

第七十二回国会
衆議院

物価問題等に関する特別委員会議録 第八号

昭和四十八年十二月十八日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 平林 剛君

理事 稻村 利幸君

理事 倉成 正君

理事 橋口 隆君

理事 松浦 利尚君

理事 上田 茂行君

理事 片岡 清一君

理事 羽生田 進君

理事 粟山 ひで君

理事 山本 幸雄君

理事 金子 みつ君

理事 米田 東吾君

理事 有島 重武君

理事 和田 耕作君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

國務大臣 内田 常雄君

(経済企画庁長官)

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 高橋 俊英君

公正取引委員会 事務局長 吉田 文剛君

公正取引委員会 事務次官 竹内 黎一君

公正取引委員会 局長 青木 慎三君

公正取引委員会 局長 小島 英敏君

公正取引委員会 局長 森口 八郎君

公正取引委員会 局長 資源エネルギー 山形 栄治君

公正取引委員会 局長 資源エネルギー 山形 栄治君

公正取引委員会 局長 資源エネルギー 山形 栄治君

公正取引委員会 局長 資源エネルギー 山形 栄治君

公正取引委員会 局長 資源エネルギー 山形 栄治君

公正取引委員会 局長 資源エネルギー 山形 栄治君

公正取引委員会 局長 資源エネルギー 山形 栄治君

公正取引委員会 局長 資源エネルギー 山形 栄治君

委員の異動

十二月十八日

辞任

粟山 ひで君

山中 吾郎君

同日

辞任

高橋 千寿君

米田 東吾君

同日

補欠選任

粟山 ひで君

山中 吾郎君

同日

補欠選任

粟山 ひで君

山中 吾郎君

同日

補欠選任

粟山 ひで君

山中 吾郎君

同日

補欠選任

粟山 ひで君

山中 吾郎君

同日

補欠選任

粟山 ひで君

山中 吾郎君

同日

補欠選任

粟山 ひで君

山中 吾郎君

本日の会議に付した案件

国民生活安定緊急措置法案(内閣提出第三号)

○平林委員長 これより会議を開きます。

国民生活安定緊急措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野間友一君。

○野間委員 覚え書きと独禁法との関係についてお聞きをしたいと思っております。公取、通産省ないしは経企庁との間に覚え書きをかわしておられます。このことについては、何度も議論をされたわけでありまして、覚え書きをどういうふうに見るかということについて、独禁法の解釈として当然出てくるものなのか、あるいは安定法があるからこれは違法でない、こういうことになるのか。この点について公取委員長から答弁を願いたいと思っております。

○高橋(後)政府委員 通常、非常に簡単にカルテルといわれていること、共同行為ともいってしま

すけれども、違法な共同行為、こういうふうなことをあらためてここで――私は、どうもなかなか私どものあれが通じませんので、法律でどう書いてあるかということ、これはおわかりかと思

いますが、読んでみます。「この法律において不当な取引制限」これはカルテルをさすわけ

です。「とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

をいう。」たいへんこれは丁寧に書いてあるわけでございますが、共同の行為というものは、それは確かに必要な要件でありまして、共同行為は、とかくカルテルにつながるということも言いますけれども、この結果として、公共の利益に反して、一定の取引競争を実質的に制限することだ、こういうことでございますから、私どもがこの条文を解釈するにあたりまして、たとえば末端価格を政府がきめたというところで、それを守らせるために、共同行為というところではなくて、それぞれのメーカーに対してそれを末端業者が守るよう

にしてもらいたいということをお願いし、それをメーカー、元卸が守るといいたしますと、この条文にあるような、これはいわば事業者が他の事業者と一緒に組んでやる行為である、それは自分たちの意思で行ない、自分たちが価格を決定する、こういうことを含んでいるわけでございますから、政府がきめた価格を守る、守らせるという協力行為というものは、それ自体何らこの条文に該当しない。ですから、この条文の解釈は、ある程度抽象的ではありますが、大体きまつておるわけでございます。そういうときに何が違法性が

あるか、不当な取引制限でございますから、わかりやすいいえば、違法なそういう取引を制限するような競争制限行為である、こういうふう

に解すべきでございます。政府の施策に協力すること自体はこの条文には該当しないものであるということを確認したというだけであります。事実を確認――事実といいますが、私どもの解釈を確認しただけでございますから、あえて新しくこうだということを書き加えたわけではござい

ません。○野間委員 そうしますと、端的にお聞きしました。安定法があるから、安定法を前提として考えた場合に、その覚え書きのようなものは共同行為に当たらない、こういうことでなくて、独禁法そのものから、独禁法をどのように解釈しても、この覚え書き、このような行為についてはこれに

かからない、こういうことになるわけですか。○高橋(後)政府委員 そのとおりでございます。ただし、法律に基づかない、法律になくて行政指導だけでカルテル行為を行なわせる場合があり

ますが、これはたとえ操縦の例にはかつてあったわけですが、勧告操縦、官庁の指導が入ってカルテルを行なわせる、これは数量制限のカルテルでござ

います。これは違法でござい。たとえ勧告があったとしても、それに名をかりてかつてにやるのは独禁法違反である、こういうふうにかつては見のがされておったことを、その途中から、それは違法行為になるのだ、こういうふうに認定され

ますから、私は、今回の法律に基づいておやりになる行為であれば、その法律が認めている範囲で必要やむを得ないと考えられる行為については違法性はない、こう申し上げているわけ

です。○野間委員 その点をもう少しはっきりしていただきたいのですが、私がお聞きしているのは、も

う何度も言いますように、安定法とは全く関係な

しに独禁法として当然出てくるものなのかどうかという点などです。いま委員長言われるのは非常にいいで、最後のほうの答弁では、法律があつて法律に基づく指示、勧告ですか、そういうものがあるから、この覚え書きのような共同行為をしたってこれは違法ではない、こういうような趣旨の発言にも聞かされたわけですが、その点、少しはつきりしてください。

○高橋(俊)政府委員 この法律は、御承知のとおり緊急な事態に対処する法律であります。したがって、この法律の内容を見ても、すべてについて行為といふか、官庁のなすべきことが非常に事ここまかに書かれておるわけではございません。私はしかたがないと思つてます。それは当然緊急の場面に合わせるためにつくつた法律でございますから、政令にほとんど全部委任しておるものもございます。しかし、その官庁の行ないますところの一種の指導でございますから、指導ではありますけれども、それは法律に基づいて当然認められる行為である、こういうことになりますれば、一般的に不況になつたから勧告して操短で独禁法を免れるというのとは性質が違つて、こう申し上げておるのであります。その辺は私もどは全く全体を通じてよくし定木にのみ問題をとらえておるわけではあります。独禁法の解釈自体につきましても、やはりそこは違法性があるかないか、違法性が全くない、こういうことになれば、文句の上でもつてある部分にはかりまして、全体としてはそれは適法なものであるということでも認めておるものもあるわけでございますから、不問に付しておるものもありますから、ですから、その限界というものはどこにあるか、この事ここまかに突つ込まれても、私は、いま読み上げました条文に照らして違法性ありやなしや、不当であるか不当でないか、この認定は私どもの委員会の認定にかかつておる。しかし概略のことはいま申し上げたようにございまして、その共同行為というものはもちろん好ましくありませんが、極端な例を申し上げますと、火災保険会

社が共同して金を出し合つて消防車を買つてたで自治団体にくれたりする行為がございまして。これは明らかに共謀してやつております。共同して行なつておる行為でございますが、そのような行為は違法なカルテル行為とは全く関係がない。共同して行なつておることはたしかでございましてけれども、さりとて競争を制限するということではございせんから、やはり実質的に競争制限に属するべきものが違法性がある、こういうふうに見るわけでございまして。

○野間委員 どうも答弁がすつきりしないわけですが、私がお聞きしておるのには、覚え書きのやうな行為、これは全く安定法とは無関係なものであつたかといふことですね。あなたの答弁によりまして、安定法があつて政府はそれに介入してやるのだ、だから覚え書きのやうな共同行為をやつてもこれは差支つかないのだ、こういうふうに私はあなたの答弁を聞いて感ずるわけですが、つまり私がお聞きしたいのは、安定法の有無にかかわらず、安定法がなくとも覚え書きのやうな行為は本来的に独禁法には抵触しない、そういう趣旨なのかどうかということですね。

○高橋(俊)政府委員 そのとおりであります。つまりこれは安定法の有無とは関係ありません。ありませんが、私は、そこで安定法と関係あるのは法律に基づく主務官庁の当然の行為といひますか、それは違法性がないといふことをはっきりさせておくことが、民間業者が政府の施策に協力する場合に——共同行為ではございせんすよ。共同行為といふのではないので、協力する行為、一方的に協力を政府が求めるのですが、それに協力する行為だけならば、これは違法性はないと言つたので、この覚え書きに書いてあること自体は、確かにその法律そのものがなくなつて、早くいへば覚え書きがなくなつてこれは変りないのです。ないのですが、そのことを明らかにしておかないと、民間は何をやつても独禁法違反に問わ

れるおそれがあるからそれは協力もいたしません、うかうか協力するとカルテルでもつて摘発されては困る、こういう不安を持つ。それならば、その点は限界は抽象的ではあるけれども明らかにしておいたらいだらう、こういうことでありますので、安定法それ自体とこの解釈とは何も直接には関係ありません。その解釈は解釈として常に変わらないわけではございまして。一般的に法律との関係でございまして。

○野間委員 当然に出てくるとすれば、ことさらに覚え書きをつくる必要はないと思つたのです。覚え書きをなせつたのかといふことがそこで問題になつてくると思つたのです。最近のいろいろなLPガスであるとか、あるいは石油を原料とした中間製品であるとかいろいろな行為がございまして。石連の公取であつたあれもまさにカルテルなものです。ですから、特段にこの独禁法、これから当然この覚え書きのやうな行為は違法じゃないといふなら何もいまの時期にこういうものををつくる必要はないと思つたのです。なぜこういうものをいまの時期になつてつたのかといふこと、この点、私は釈然としないのです。なぜいまの時期にこういうものををつくつたのかといふことについてはつきり答弁願ひたいと思つたのです。

○高橋(俊)政府委員 私どもは、問題が非常に微妙である、解釈上どちらになるのかといふふうな場合、あるいは民間を積極的に指導する場合、独禁法の運用につきまして基準をつくつて発表いたしますことがございまして。たとえば並行輸入等に関する基準でございまして。輸入の政策に関連して、かくかくのものはこれは認めない、この種のものは認めるといふふうな運用基準でございまして。独禁法の運用基準をきめてこれを公表いたしております。そうしない、業界の民間の方が困る。どこまでがいいんだかわからない。持つていつてみてからこれは拒否されるということではなくて、大体この線に沿つていけばよし、沿つていないものは認めないといふ運用基準を定めることがあるわけ、何といひますか、私もからいわければ一

つの限界を示すと同時に一つの基準でございましてから、よくわかりやすくしておくことがむしろ親切なことだ、こういうふうに思ひますので、今回の場合もまあ行政指導が先行しておつたわけですね。法律以前の段階においても、法律が通つた場合には当然標準価格になるであつたでしょう価格を行政指導価格で三百八十円とか、千三百円といふものはこれからきめるのですけれども、いづれにしても法律施行前になるからしるぬ、そういうた三百八十円がすでに行なわれていたという事態に對処して、一体これはいゝゆる勧告操短と同じやうに扱ふのかといふ問題もあつた。しかし、それはもう一向差しかえないんだ、緊急やむを得ないものとしてそれはもう必要である。末端価格をきめる、それをまた上の段階にどう守らせるかといふことについての協力を求めるのか、それから物の需給の突き合わせといふ面についても民間の協力が全くないとしたならば、法的根拠がないわけですから、法的根拠なしに人間も何もおらぬ、余分な人間がおらぬ段階で、一切のいゝゆる政府に対する協力拒否を、協力行為をなしに済ませるといふほうが私は無理じゃないか。ですから、これはいづれ法律に盛られてくる行為でございまして、それらのことについては覚え書きをもつてこれは違反としないといふことを確認しておいたほうが親切であるし、かつまた私たちのほうからいへばやみカルテルを続発させるようなことはもう絶対に断わりである、そういう意味において、注にカルテルではないんだといふことはもうはっきりしたつてあるのですけれども、共同行為と協力措置といふことを、早くいへば混同されておるといへるわけではございまして、私どもは共同行為ではないといふことを、カルテルじゃないといふことを宣明しておるのに、協力がすなわちカルテルだといふふうに評価されたといひますか、そういうふうな扱いを受けたといふところに問題があるわけではございまして、私はこの覚え書きをつくつたこと自体何らおかしいことではないと思つております。

○野間委員 それじゃ質問を変えますけれども、昭和二十七年、東洋レヨン株式会社外十二名に對する審決、これありますね。これは出荷の生産調整についての審決でありますけれども、これによりまして、これは政府が介入しても、これは大ワクをきめてやったわけですが、しかしこの場合でも違法な行為である、こういう審決を出してありますね。これはこのとおり現在でも維持されるのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○高橋(俊)政府委員 ただいまの御指摘のケースは確かに協会に對しては違法であるという審決を下しているようであります。この点は、ですから私申しました勧告短と云ふような形は、この場合通産省が総生産量の目標を指示しまして協会が各社別の減産基準を定めまして、会員はそれに従つて減産するよう伝えてほしい、こう依頼した、それで協会は各社別の減産率を示した、それに対してこれは違反であるということになつておりますが、業者間の共同行為は認定されないで、いつてみれば事業者団体の適用によつて違反であるということになつております。ですから私がそれを申し上げたのは、これは勧告短の例である。勧告短と云ふのは、主務官庁が勧告をしまして、こういうふうにするという指示をするわけですが、ですから法律の根拠に基づかないでそのようなことを行なえば、それはたとえ官庁の指示があつたとしても違法になりますということでございますから、まさに先ほど私が申しただけでありまして、各社がやつてやつただけでなく、官庁のそういう指導的な行為があつたとしてもいかに。今回の覚え書きは、法律がつくられることはもうはつきりわかつておつたわけですが、国会をいつ通過するかというは別にしまして、それに先立つて、いつてみればそういう勧告、この場合勧告短ではないのです、いかに必要な品物を増産する、出荷をふやせ、この方面に對して出荷をふやすかという、そういうふうに向きではない、前向きの方策に對していかに協力す

るかというふうなことでありますから、この場合とは違ひ、法律を前提とした行為であるという点において私どもはそれを前段階における行為を中に取り入れた、こういう点は若干特色がございます。

○野間委員 どうもすつきりせぬわけですね。歯切れも悪い。いまあなたは最初極端にみされたけれども、これによりまして、これは通産省が、いまの操短ですけれども、総生産量を十五万コリと厳密に限定した。そして一定の基準によつて各生産者に割り当てて各生産者ごとの生産量を決定しているわけですね。そしてこれにより生産制限すべきことを個々の業者あて書面をもつて勧告した、こういうケースなんですね。つまりこゝまで行政官庁が介入をして、一定のワクをきめて割り当てておるわけですね。そこで行政官庁が介入しておるわけですね。これでも違法なんですか。ですからいまあなたも背景が違ひ、これは生産の縮小と申しますか制限であり、今度は物をふやせということである、違ひとおっしゃいますけれども、これはふやす場合でも減らす場合でも、これによつて効果が違つてくるというふうなことではないと思つてゐます。それは当然なんです。こういうケースの場合、これでも違法なんですよ。これが違法だということをあなた認めるわけでしょう、いまでも。維持するわけでしょう。違ひのですか。

○高橋(俊)政府委員 その場合はおそろく、私はこまかい点までは見ておりませんが、これは勧告短によつて不況の対策をはかつた、こう思ひます。一種の不況カルテルを實際はその手続を経ないでやつたと思ひます。二十七年の事件だとすると、不況カルテルの事項が入つた——ちよつと私いま確かめませんが、そのころに不況カルテルの条項が入つたわけですね。ですから法律がすでにあつたかどうか、なかつたかすれば、それは当然不況カルテルも申請しても認められない時期でございます。それから不況カルテルそのものの法律があつたとしても、その手続によらないでかつて

に行なつた行為は違反になりますから、いまでも私はその審決は間違つてないと思ひます。しかしいま今度の場合に、そういう趣旨ではない。いま言つたように、業界の利益のために、業界が自分の損を免れるために操短を行なつたわけですね。そういう行為はこれは初めから違法性があると思ふ。ですから先ほどの条文を申しましたときに、あの中であまりにも多くよいカルテルなんといふことを使われますから、私はいままでなるべくそういうことを使わないできたんですが、「公共の利益に反して」という文句も入つてゐるわけですね。ですから、何が公共の利益かといふことについては私も私どもが判定すべきであつて、かつては民間の業界で自分たちは公共の利益に沿つてもりでやつたんだ、こう言われましても、それは私も私も認めるならば違法性があることになりまして、ですから、全くしやくし定本に解するといふことではないといふことを私は先ほど申し上げたつもりでございます。

○野間委員 できた法律はきつちやつてもらわなければ困るわけですね。

それでは質問を変えますが、これでは確かに勧告になつてゐます。しかし、大ワクをきめて個別的にやつてゐますね。今度の覚え書きにいう行政官庁の指示監督ですね。これは指示監督があるから違法じゃないとおっしゃるわけでしょう。だから、この二十七年の審決とこの覚え書きにいういまの行政官庁の指示監督、これとは一体どう違ひのかですね、これが別れ道なんでしょう。指示監督があるから覚え書きは共同行為にならない、こゝういふふうに言われるわけでしょう。だから、この二十七年の審決とこの覚え書きとは一体どこにどう違ひがあるのか。それを明らかにしていただきたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 二十七年の分は、これは明らかに違法な共同行為でございます。今回の場合は、共同行為といふことは、私どもは絶対にそういう用語は使つておりません。用語は使われないのみならず、「注」において「カルテルを意味する

ものではない。協力といふことと共同行為とは、同じことばであると言われてしまふばそれまででございますが、私ははつきり区別して使つてゐるつもりでございます。

○野間委員 いや、私が言つておるのは、この覚え書きには「主務大臣の指示監督に基づいて」云云、こゝにありますね。つまり、行政官庁は指示監督をするのだ、だから違法じゃないのだ、こゝういふことじゃないのですか。とすれば、この指示監督といふのと、二十七年の勧告、これも行政官庁の介入ですね。これとは一体どういふふうに違ひがあるのかといふことをお聞きしてゐるわけですね。

○高橋(俊)政府委員 指示監督の点について、た

いた違ひはないだらうと思ひます。しかし、その勧告において行なつた行為がカルテル、やみカルテルそのものである。違法なカルテル、やみといひますか、これは半ば公然たる違法カルテルを勧告したわけですね。だから、官庁の勧告があつても介入があつてもいけません。今度の場合に、私はたびたび繰り返しますが、どこにも共同行為を勧告するといふふうな、指示するといふふうなことはございせんから、その点で区別してゐるということを言うほかにない。だから、これはいふゆる経済犯でございますが、経済犯であるうが何であるうが、およそ犯罪的行為といふものには構成要件というのがございまして、その構成要件の一つの重大な要素を欠けばその犯罪は成立しない、これは当然のことだと思ひます。ですから、協力といふことは文字どおり協力であつて、いわば一方的な協力だと解釈すべきものでござい

ますから、横に連絡をとつて、そしてカルテル行為をするといふことになれば、それは全く覚え書きには書いてない事項である、こゝういふふうにし上げてゐるわけでございます。

○野間委員 それじゃ少し具体的に聞きます。たとへば生産あるいは出荷についてお聞きしますけれども、生産あるいは出荷について、これは今度の法律案では生産計画等と規定がありますけれども、たとへば生産あるいは出荷において政府

が具体的な事業者に対して、つまり事業者がかってにこういうような生産あるいはその出荷に対していろいろの措置をとる、これはぐあいが悪いわけでしょう。事業者がかってにやることはぐあいが悪いわけですね。それに対して政府が指示監督するからいい、こういうふうになるわけですね。そうすると、具体的にどの程度、この関与の程度ですけれども、具体的、個別的に政府がこのとおりせよと決めて、そのきめたものの中で業者がそれぞれ協力する、こういうことならいいんだということになるわけですか、これは、わかりますか。

○高橋(俊)政府委員 原則的に抽象的に申し上げますが、ただいまのようなお話になります。しかしながら、たとえば業界のある一部の者と呼んで、全体の意見をまとめて持ってこいじゃないで、これは何をやるにしても、自分でデータを持っていない場合にはある程度話を聞くというふうなことは行なっても、これは必要な協力的な行為に入りますから、いま言ったように事ここまに全部官庁できめることは必要ですが、きめるときにはそうであつても、きめる過程において一切協力的な行為を否認するというわけにはまいりません。ただし、それはあくまでカルテルにならないようにということを厳に警戒しながら扱っていただきたいという趣旨でございますから、その辺についていえば、あくまでこうなればならないというふうな一つ一つの具体的に縛ってしまうというものは、いろいろのケースが考えられますから私はむしろかしいと思ひますが、いずれにしても共同行為はいかぬ、こう申しておるわけでございます。

○野間委員 ですから、その共同行為の点なんですけれども、人的あるいは物的に行政府が具体的な企業の実体そのものをマスターすることはできないわけですね。ですから、事業者が出してきたものをそのまま追認するということは、実際のにはそれ以外しようがないと思うんですね。そうじゃありませんか。通産省なら通産省が具体的に個別的にいろいろなデータを握って全部これを

指示していく。その指示に沿って業者が単に協力の点において話し合いをするというようにすることが実際にできるかどうかですね。公取はそういう体制が行政府にあるというふうなことを考へておられますか。つまりこういう体制にない。あるということをお前提とすれば、あなたのおっしゃるのはいは意味が通るかも知れません。しかし、実際ないわけですね。ないとするれば、行政がいかにかどうやっても、結局業者が業者だけでいろいろきめていく、それを政府が追認するという以外に考えようがないと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 お話が少し極端になるのですが、いまおっしゃられたようなことにはならなくて十分やっていると申します。というのは、私いろいろ行政の経験を通じて、確かにあらゆる資料が、ただいま現在で一番新しい資料が手元にあるわけじゃありません。統計を出す義務を負わされておるもので、一定期間経過してから出てくる。それから一番新しい統計といつたて一月前がせいぜいというふうなものがあるわけですね。ところが緊急に、たとえばある物がここ不足したという場合に、それに対して出荷をせよといかなければならないという緊急事態が現に起こっているわけですね。緊急に手当てをしなければいかぬという場合に、統計にたよってやっておるなんというものは仕事にならぬわけですから、したがってこれぞとおぼしき業者を呼んで、どれくらいストックがあるのか、生産能力があるのかというところは当然聞くでしょう。そういう具体的なケースも私は十分あり得ると思ひます。しかし、これは何もカルテルをやれというのじゃないのでして、どういふふうなことができるか、増産はどの程度可能かということを知ることが、増産はどの程度可能かというのを聞く。それは、これはモデル的に分析して持っているべきだと私は思ひます。それによつて、できない、できないと言つておるが、しかしこれだけではだるう、出荷は在庫がない、ないと言つておるけれども、前からの趨勢から見ればそんなはずはない、だからどうしても出せと言へば、業者のほうにしぶしぶそれに応ずるといいますか、実際はそうでしょう。これからだつてますます石油の供給量は減るのですから、そういう事態が発生しないわけじゃないので、業者の言つてきたものをそのとおり認めるということではやりくりも何もつかないし、価格の面でもそれは国民が絶対に納得いたしません。ですから、向こうのほうからどのような希望を持つてこようと、自分として推定される原価——原価といつても厳密なものではなくはじけないけれども、私はモデルケースでつくれると思うのです。過去のモデルケースがあるわけですから。したがって、原料がこれだけ高くなつたという事実を把握しておる。それに対してそれをどういふふうな価格に織り込むべきかということはできるわけでございます。業者の言いつ分をそのまま認めて判を押してしまふというふうな行政は避けられると思ひます。これはたいへん苦勞を要しますけれども、その気になればどの官庁でも業者に振り回されるというふうな事態はなくて済ませるはずである、私はかように信じておるわけでございますが、私はそういう官庁の責任者じゃありませんから、ただ過去における私の経験からそういうことを申し上げただけでございます。行政の統制の経験も私は持つておりますが、業者の言いつ分など聞いておつたらそれこそ全然コントロールになりません。そういうことはわかつておるわけでございますから、各省の方もそれだけの権限を持つて、権威を持つて行動されることを私は信じております。そうなるだろうと思ひます。

○野間委員 ですから、業者が寄つてやることはそんないことやらぬわけですよ、もう幾つかあなたのはうで摘発されておりますけれども、しかも各官庁にはそれを正確に把握する資料はない。資料を出せ、あるいはいろいろなものについて政府があるいは行政がきめるといふことについて、は、あなたがたがおっしゃつたように十分なデータ、資料はないということになりますと、結局は業者

から出してきたものをのむ以外にしようがないんじゃないですか、実際に。政府は正確にそういう事態を把握して、個別的に業者に対して指示することが実際には可能かどうかですか。可能じゃないでしょう。

○高橋(俊)政府委員 何事にも私は満点ということはないと思ひます。そういうことは望んでもできないことではございますが、しかしおおむね適正、おおむね妥当であるという線ならば、これは努力すればできると思ひます。いまおぼしめした資料がなければならぬとおっしゃつたけれども、過去の資料はあるわけですね。それからあとの変動要因というものは、これは理屈で最近のデータ、最近の変動要因を持つてくる。たとえば現在保有量は幾らかという場合に、その在庫量を出すためには生産と蔵出しの量をあはれる、あるいは原料の段階においてもどれだけ買入れた実績があるかと、こういうことで最近の、つまりきのうのデータというのはいないわけですが、しかしそういうことは前のデータを把握しておればその中のモデル的なものをつかまえてやつていけば、私は大体の見当というものは出てくるだろうと思ひます。ですから不可能ではないと思ひます。

○野間委員 大体の見当では困るのですよ。正確にやらなければならぬわけでしょう、正確に。しかも過去のデータ云々と言われますけれども、それが正確であるかどうかを担保するものは全くないわけですね。そこを問題にしているわけですね。何が正確なのかどうか、どうやって担保するので、正確性の担保は。○高橋(俊)政府委員 私、公取委員長でありますけれども、いまのお話を聞いていられるとどうも何か私が行政官庁の主管者みたいな立場になります。が、しかし先ほど申しましたとおり百点満点というものを望むというのは、その事態の緊急性というものとらみ合わせてやらなければならぬことである。これはほかの科学関係、ほんとうの意味のサイエンスの問題でありましたら、少しでも狂つたら大事に至るわけでございますが、しかし

経済問題については、私は九〇%あるいは九五%程度当を得ておればそれは許されるべきことであるし、やらないよりははるかにましであるという場合がある。必ずしもして事態を遷延して、そうしてほんとうの有効な措置をとれなかったという場合に比べれば、私はそういう措置をとったほうがいいと思います。

ただいま行なわれておりますプロパンガスの千三百円というふうな問題ですね。これだつて厳格な原価計算をしてああいふ数字が出てくるわけはないのです。原価計算を詳しくやっておればおそらくきめられます。千二百九十九円とか千二百八十円という数字も出るかもしれませんし、あるいは何十円か上回る場合だつてあるでしょう。しかしそこは、これはこの場合黙ってほうっておけばどんどん上がってしまうというプロパンガスの状態を見て、これに対してとにかく一つの歯止めをするという点からいっておおむね妥当な線であれば、厳格な原価計算に沿っていなくてもその程度のことは私は当然必要な措置に入るのではないかと思うわけでございまして、私がこれ以上やりますと主管大臣の権限を何か侵すことになりましますので、どこまで正確にやれるかというふうな問題につきましては、ひとつ私でなく主管大臣のほうに御質問いただきたいと思ひます。

○野間委員 なぜ私が執拗にお聞きするかといいますと、公取は独立の権限を持っておられるわけですが、そしてこのようない行政官庁、これらが業者サイド、こういうことをチェックする機能ですね、これを十分發揮しなければならぬわけです。そういう任務を持っていらっしゃるわけですが、あなたがいきなり先ほど言われたけれども、業者は寄つて悪いことをするやつがずいぶんあるわけですよ。そういうことに道を開くような覚え書き、これをつくられた姿勢そのものを私は問題にしているのです。事業者が寄つて、政府が指示監督すればいいのだ、何でもいひのだ、こういうような形の中で、あなたの方でこういう覚え書きを結ばれた、そういう姿勢を問題にしているわけ

です。だからこれはやはり破棄して、そして厳格に独禁法を守つていく、こういう姿勢にどうして立たなかつたのか。これをすぐ破棄する、そういうことをあなたの方で約束していただきたいと思ひます。私は強く要望したいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 ただいまの覚え書きを破棄する考えはございせんが、もしもこの覚え書きを根拠としてして違法な行為が頻発する、つまりたびたびそういうことで、むしろこれを悪用するといふ事例がたび重なるようなことがございしますれば、私もこの破棄を求めたいと思ひます。ただし相手のあることでございしますから、十分当該官庁と話し合いをいたした上でそうするつもりであります。しかしそういう覚え書きをわざと曲解しない限りにおいては、これによつてカルテルが促進されるものとは私は考えておりません。いまのところはそういう考えでございします。

○野間委員 そうしますと、あなたの方で厳重に、私はこれは即時に破棄すべきであるという強い主張なんですけれども、あなたの方で厳重に、いま現にずっとこういうのがあつたわけですから、私はそれをすぐ破棄すべきであると思ひますが、あなたの方で厳重にこれを監視して、そういう事態があれば直ちに検討して破棄する、そういう強い姿勢をもつて臨むかどうかということに最後にお聞きしたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 いずれにいたしましても、私も公正取引委員会は、こういう時期にカルテル等の違法な行為をもつていろいろ世の中の人に迷惑をかける者に対しては、能力のある限り厳格に対処する、その気持ちにおいてはもう非常に強い決意を持っておりますから、覚え書きの点につきましてもいまから直ちにどうこうとは申しません。しかし目に余るような状態が頻発して、それが覚え書きによるものである、こういうふうなことがわかれば、そのときになつてしかるべく対処いたします。

○野間委員 最後に通産大臣、いまの公取委員長の発言に対してお答え願ひたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 先ほど来御議論を拜聴しておりましたが、高橋公取委員長という人はなかなかがんこな潔癖な人で、私はかねがねその人格に傾倒しておる人です。そしてこの独占禁止法を守るためにはからだを張つて必死になつてやつておられることを何回か経験しております。高橋さんのいまの御答弁につきましては私は全幅的に敬意を表して、その考えに従つていくつもりであります。

○野間委員 終わります。

○平林委員長 石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 私はまず主として通産大臣にお伺いするわけでありますが、その前に経企庁長官に具体的な問題をお伺いしたいと思ひます。きょうの新聞発表によりますれば、政府は国鉄、消費者米価を十月まで半年凍結というふうなことをおきめになつたように発表になっております。その国鉄、消費者米価の半年凍結というものが、当然郵便あるいは私鉄等の運賃にもブレーキがかかるであろう、こういうふうな報道されておりますし、また大蔵大臣の談話といたしまして、記者会見におきまして談話は、政府がこれだけの決意を示しているのだから、他の料金値上げも当然考え直してもらわねばならない、こういうふうな語つたといわれております。

前回の連合審査のときに、私は航空運賃値上げの申請が行なわれておる、しかもその航空各会社の状況を見ますと、相当な利益が上がつていゝるし、あるいはボーナス等のあれもかなり高額のものがあつていゝる。さらにまた、四十七年度において値上げがすでに行なわれておるわけでございますから、そういうものもろの条件を含め、今日の物価鎮静という角度から当然、この政府決定から見れば、航空運賃の値上げ申請というものはブレーキがかかるべきであるといふふうに考えるのでございしますが、簡潔にひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○内田国務大臣 けさの新聞に報道せられておりましたのは、いまだ政府決定というわけではございません。政府と自民党両派の間で、来年の予算の編成あるいはこの法律施行に伴う物価の安定等の見地から、公共料金についてはあのような方向で検討を進めるといふことで一致をいたしたわけでありまして、これは国鉄運賃にいたしましても、すでに法律で定まつておる点などもございしますし、それらの法律上の措置もございします。が、しかしいづれにいたしましても、石田さんが仰せられましたように、私どもの強い物価なり料金に対する決意を示したものに相違ございせん。

航空運賃のお話でしたが、これは所管の運輸省から経済企画庁にまだ合意がなされておらずに、同様に、同じ一環として、当然これは慎重に処理すべきものであると私自身は考えております。

○石田(幸)委員 その問題で時間をとるわけにまいりませんので、逐次法案の問題並びに基本的な問題についてお伺いをいたしますが、まず法案の問題になりますので、経企庁長官にお伺いいたします。

この法案の第四条、第九条によりますれば「標準価格」並びに「特定標準価格」は改正すること、が、当然可能であるようにできておるわけでございます。しかし、その基本的な問題はあくまでも価格安定というところに主眼があるわけでございますので、そう再び改定をされたのではたまたまのものではない。そういう意味におきまして、この標準価格や特定標準価格改定の条件というものがあつていゝる程度明確にならなければ、何の歯止めもない、そういうわけで改定の条件いかにということをお伺いをするわけでありまして、

例をあげてお伺いをいたしますが、このようなインフレ状況下にありますのは、当然明年の春闘には大幅な賃金値上げ、いわゆるインフレ手当を含めたものの要求になるであろう、こういうふうな考えるわけでありまして、さらにもう一つの例を

あげますれば、石油の原油の場合でございますけれども、従来の平均価格は五ドル四十セント、こういわれております。ところが、最近十七ドルというふうな、そういうような高値の原油の輸入というふうなことも報道されております。そういうような場合、いわゆる個別にこれは考えるものか、あるいは標準価格の改定の際には相対的な問題としてとらえて考えていくのか。こころ辺のところを明確に答えを願いたいと思います。

○内田国務大臣 標準価格というものは、この法律の第一条、二条にもございますように、物価の安定を通じて国民生活を安定させることが目的でございますので、むやみにたびたび変えるべきものではないと私は考えます。ただし、いま賃金のお話などもございまして、春闘につきましては、毎年、春闘によつて賃金ベースを変えようという法律制度はございせんけれども、しかし公務員ベ

ースなどをとりましても、社会における他の賃金との関係において、一定の状態があらわれた場合には人事院から国会に勧告がある。その勧告に従つて賃金ベースを直すというふうな、そういう法律上の仕組みがあることから考えましても、私どもは標準価格によつて物価の安定をいたします場合にも、これ、凍結ということではない。やはり賃金の要素が加わりました。あるいは為替のレートが変わりました。あるいは海外における輸入価格を通ずる原材料の価格などが大きく変わりました際には、スライド制という意味ではございせんけれども、そういう価格構成の主要な要素というものは取り入れて考え直すことがあつてしかるべきであると思ひます。

○石田(幸)委員 それではこの法律が発動することになりますと、本日あるいは本会議にかかるかもしれない。この十二月半ばでそういうものは発動して、実際にことしじゅうに何品目が決定される。それが来年の春闘においては賃金が上がるので、そうすると四カ月ぐらゐでこの標準価格が変わるものと、こういうふうに理解をされるわけでもございせんけれども、これは間違いあり

ません。

○内田国務大臣 これは必ず変えるとも必ず変えないとも私は申し上げられないわけでもございまして、物価の著しい騰貴等によりまして、国民生活が破壊されるというのを防止するわけの目的の法律でございまして、たびたび申しますように所得政策に踏み込むという法律でもございせんので、これは逆なお答え、間接なお答えをいたしますと、この法律によつて、春闘による賃上げ等を規制するといふものではございせんので、状況に応じて私は判断してまいりたいと思ひます。

○石田(幸)委員 そうしますと、賃金改定必ずしも標準価格、特定標準価格改正の条件にはならぬ、こういうことでございまして、さすれば、少なくとも一年程度はこういうものは変えないというのが原則なのかどうか、この点もお伺ひいたします。

○内田国務大臣 一年ということをお願いするわけにもまいりません。私が先ほど述べたことにつきましても、賃金が春闘等で上がったとしても標準価格を変えないということではありませんが、この席で変えるとも変えないとも私は申し上げかねる。そのときのわが国における経済全体の状況に即して、標準価格のきめ方あるいは変更等についても対処をすべきものである、こう申し上げたわけでもございまして。

○石田(幸)委員 この問題ばかりやっておられせんけれども、この条件的なものは何一つ出てこないわけでもございせんけれども、少なくともやはり原則的にこのぐらゐの期間というものを設定しておかなければ、賃金が上がったあるいはコストが高くなった、そのたびに改正をしたのでは何にもならぬじゃないですか。だからその意味で、私は歯どめの意味で申し上げているのでございまして、もう少し標準というものを明らかにしなければならぬ責任が政府にはあるんじゃないですか、どうですか。

○内田国務大臣 これ、いろいろ申し上げますよりも、冒頭に石田さんが仰せられましたように、

国鉄料金でも消費者米価の価格でさえも引き上げを予定しているときから六カ月間は据置きというふうな大決心を政府がいたしておりますことからも、そういう公共料金のみならず、一般の物資の価格につきましても、むやみにそれを引き上げる方向で改正するつもりではないということはお察しいただけると思ひます。ただし、これ、賃金を押さえる意味でもございせんし、また海外からの原材料等の引き上げ要因や、また万が一そういうことは、いま為替が変動相場制にございましてから何とも言えませんが、為替レート等の大きな変更のある場合には、それはいろいろ私は考慮、判断の要素になるべきものであるというところは申し上げておかないと、これ、すべての価格一年凍結というふうにもなるまいと思ひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○石田(幸)委員 いまのような見解ではさっぱりわかりませんが、政府の苦悩もそこら辺にあるのだと思ひますので、これ以上追及はしません。

次に通産大臣に、安定カルテルの問題が先ほどから話題になっておりますので、これに関連をして伺ひをいたします。

前回の参考人の意見聴取のときに堀越参考人は、標準価格設定あるいは統制問題は業界と相談をしてやってもいい、そういうような意向を強く漏らしておられたわけでありました。この問題に対して通産政務次官にお伺ひをいたしましたけれども、業界の意見を聞いて標準価格をきめるのはよくないけれども、参考程度は当然あり得るんだ、参考意見は聞いていいんだ、こういうふうなことを彼は答弁しておられたわけでありました。

それに対して高橋公取委員長は、標準価格設定は政府独自にやるべきである、独自の決定である、業界の意見聴取は好ましくない、これは同意できません、こういう非常に相対立した意見をお述べになったわけでもございまして。一体通産大臣は、この価格決定について業界の意見も聴取してきめなければならぬとお考えになつてゐるのか

どうか、この点について伺ひをいたします。

○中曾根国務大臣 標準価格の決定には、法律にも書いてありますように、いろいろな手続、つまりこういうことを考えてやれというものが書かれてあります。そういう中の一環として業界の意見を聞くということも悪いことじゃありません。消費者の意見も聞く。決定は政府がいたします。決定が政府の責任において行なわれる、そういう形で行なわれるならば、それは業界の共同行為とかそういうものでももちろんないし、政府の行政行為を行なうための一つの資料として政府が聞くというところは決して悪いことではないと思つております。

○石田(幸)委員 ちょっとニュアンスがはつきりいたしませんけれども、当然資料の提出要求等は求めなければ標準価格はきまらぬ、これは筋であります。その程度なのか、あるいは業界の意見も聴取するのか、それによつてこの取り扱いが大きく分かれるわけですか。しかも覚え書きにございまして、さらにきのうですか公取委員長が答弁をしておられますけれども、業界が悪用すれば撤回するといふようなことになつております。先ほど申し上げましたように、公取委員長は明快に、業界の意見聴取は好ましくない、こういうふうな見解になつておられるわけでありまして、そこら辺の見解が大きく分かれてゐるんじゃないかと思ひますけれども、再度御答弁をお願いいたします。

○中曾根国務大臣 いま公取委員長にお聞きしましたら、業界が固まつて業界の意見として通産省に持つてくる、そういうようなことは好ましくない、そういうことをおっしゃった由です。私もいま申し上げましたように、決定は政府がする、政府がするについてはいろいろな人の意見を聞く、その中に参考として業界の意見も聞く、そういうこともあり得るといふことであります。

○石田(幸)委員 私は字句にこだわらるわけではございせんけれども、業界となりますれば、これははいわゆるある程度まとまつた、団体的なニュ

アノスが生まれてくるわけであり。あるいは一企業の意見を聞くということであれば私は了としたし、それ以外の団体めいた意味での業界と使われるのであれば、これは覚え書きに對して大いなる違反である、いわゆる独禁法違反の疑いが明らかであると思ひますけれども、どうですか。

○中曾根國務大臣 業界といういろいろな連想が起りますけれども、業者の意見を聞く、そういうことでもけっこうです。

○石田(幸)委員 そういふお答えでもなお問題はあろうかと思ひますけれども、こればかりやっておられませんか、次の問題に移りたいと思ひます。

經企庁長官にお伺いをいたしますが、これは課徴金の問題にも関連するのでございすけれども、現在の物不足の状態におきましては、小売段階で標準価格を設定されて物品を販売するとき、上の業者からどうしてもこれこれだなければ売れないというようなことで、小売り業者としてはやむを得ず標準価格以上の価格で売ってしまったというケースも起り得る、こういうふうには私達は考へておるわけでございます。小売り業者は実際に標準価格を守りたかつたんだけれども、上の業界あるいは業者の圧力が強くてどうにもならなかつた、これは明らかに卸売り段階によつて特定標準価格を守るべき責務を破らされておるわけでありまして、責任は小売り業者の上に来る。その場合の措置はどういうふうにするのですか。

○内田國務大臣 石田さんがもうすでに御承知のように、最初のソフトの標準価格をきめます際には、小売り価格につきましては標準価格をきめましても、直接上部段階の卸売り価格につきましては標準価格をきめない場合も、現在私どもが出した法律では、必ずしも卸売り価格はきめません。一番最初の蔵出し価格は小売り価格とともにきめてまいります。まんなの卸売り価格というものは、いろいろ卸売り段階がございすので、上と

下のはきみ打ちで、標準価格はきめないけれども、あるべき卸売り価格の姿がきまるから、それでいいではないかということになっておるわけでございます。しかし、いま提案をいたしております法律案におきましても、課徴金の対象となる特定標準価格をきめます場合には、小売り価格のみならず、直接上部段階の卸売り価格もきめることになっておるわけでございます。したがつて、その特定標準価格に違反を卸売り業者がいたしました場合には、小売り業者へ来る前に卸売り業者自身が課徴金を取られる、こういう仕組みになるわけでございます。ただし、最初に申しました課徴金の対象にならない一般の標準価格をつくり出す場合にも、やはり卸段階で小売り人が困ることにならないように、卸売り標準価格というものをつくつたほうがいい場合にはつくり得るように法律を修正すべきではないか、こういう御議論を与野党の間でなさつておることも承つておりますので、そういう意味からいたしますと、それはごもつともの考へだとして、私どもはすなおにそういう修正を受け入れる場合もあり得る、かようにも考へております。

○石田(幸)委員 その意見は前にもすでに伺つたわけでございますが、与野党の接合の段階におきましても、卸売り価格というものは、いろいろな流通段階もありまして、全部にきめるということは無理があるというふうになつておるのです。私は、そのきめない場合のことをいまあなたに申し上げておるわけでございます。幾つもの流通段階がありまして、卸売りの標準価格というものが設定できない。だけれども、小売り段階のすぐ上の業者に圧力をかけられた場合に、標準価格は守れないわけでしょう。その場合に、卸売り業者に対してどういふ措置があるんだということを伺つておるわけでございます。

○内田國務大臣 そういふ場合にも法律は、卸売り段階の標準価格はなくとも、小売り標準価格から類推して卸売り業者の売べき価格が高過ぎる場合には、引き下げの指示もできますし、また公

表もいたされます。またそれが課徴金の対象になります特定標準価格の場合には、小売り人いじめになつて、小売り人から無理な課徴金を取らないで済むように、特に課徴金をきめました第何条かの第二項に、そういう特別の場合のこともうたつてありますこと、石田さん御承知のとおりでございます。

○石田(幸)委員 そういふ標準価格をきめない卸売り業者に対しては公表等の措置を講ずることができるとあなたおっしゃいますけれども、これはこの条文にありますか。そんな条文見たことないじゃないですか。その説明は聞いてない。

○小島政府委員 第六條の第一号に「標準品目標準価格」とございまして、「取引の態様又は地域的事情その他の事情が」とございまして、この「取引の態様」と申しますのは、いわゆる取引の形態といひます。卸、小売り、あるいは卸の中でも一次卸、二次卸というふうな段階がございまして、そういうものを含めて取引の態様といひます。したがつて、標準価格が定められておりませんでも、その上の段階の卸売り価格が合理的な水準よりも高く売られておる場合には、いま大臣が答えられましたように、卸の段階に対しても引き下げの指示ができるというふうな解釈いたしておるわけでございます。

○石田(幸)委員 引き下げの指示ができるということになりますけれども、それは、たとえば五つの流通段階がありまして、全部にかかるわけですね。さらにその課徴金の問題について、どうしてもそういうふうな圧力によつて小売りが標準価格をこえて売らざるを得ない場合、いわゆる課徴金を支払わなければならないその原因が上の業者に基因する場合には、その上の業者から取り得るわけですか。

○小島政府委員 そのとおりでございます。○石田(幸)委員 じゃ、了解いたしました。次の問題に移ります。

物質指定の問題についてお伺いをするわけでございますが、十二月の十四日の閣議において内田

經企庁長官は、指定品目候補、これは消費者物価指数あるいは卸売り物価指数の構成品目から季節商品を除いた生活必需品に重点を置いて幅広く選んでほしい、こういうことを各大臣に要望し、これが了承を得た、こういうふうにいわれておるわけでございますけれども、この真意についてお伺いしたいのでございす。いわゆる幅広く選んでほしいというふうなことになるかと、この法案が発令する段階においてはかなりの品目が、数品目ということではなくて、数十品目というふうな、そういう想定に私どもの考へとしてはなるのでございすけれども、この真意について簡単にひとつ御説明をいたしたいと思ひます。

○内田國務大臣 それは、閣議で私が口頭で関係各大臣の御協力を求めた趣旨のあの発言をされたことと思ひますが、直ちに幅広くという表現ではございせん。せつかくこの法律案が委員各位の御協力によりまして成立をいたしましたけれども、物資の指定なりあるいは指定された物資についての標準価格というものがなかなかきめ得ないというふうなことになるまして、まあ俗なことばでいいますと、この法律が当面、から振りをするようなことにならないことを私は一番熱心に考へておるものでございすので、消費者物価指数を構成する品目あるいはまた卸売り物価を構成する品目等の中から、いまおことばがありましたように、標準価格をきめるのに適さないものを除いて、価格の著しい高騰があり、また高騰のおそれがあるものについてはきめ得る限りすみやかに、またきめ得る限り国民の生活の足場を安定させるために、品目を選んで、そしてこの法律の標準価格の設定、運用についての各大臣の協力をあらかじめ求めた、こういう次第でございす。

○石田(幸)委員 通産大臣にお伺いをいたします。いまの御発言を聞いておられたと思ひますのでございすけれども、いままでの通産大臣の御発言を新聞等で拝見しておりますけれども、安定法が施行された場合におきましても、これはいわゆる抜か

ずの宝刀だからそう簡単に品目指定はしないのだ、まずそういうような法律をつくって、その権限でいつでもできるんだぞということを示すことが、いわゆる行政指導の上に大きな力になるんだという御発言をしばしば繰り返しておられるわけですが、この安定法が施行された場合に、通産大臣のほうはもう幾つかの品目をこの中に発令させるように、いわゆる政令で定めるといふことになっておりますが、そういうふうにおきめるお考えはあるのですか。

○中曾根国務大臣 この法律が成立する前と成立したあとでは、政府の立場は著しく違います。法律ができましていつでもやれるという体制になりますと、かなりきき目があるという情勢になると思うのです。そういう意味でこの法律の成立を一日も早くこいねがつておるものであります。私としては、まあできるだけ行政措置でいつてみる。それでどうしてもやむを得ないというときにこの法律を発動しよう、そういう考えに立っておりますので、できるだけいわゆる指導価格、やる場合でも指導価格あるいは行政指導による数量調整、そういうことを続けていきたい、そう考えております。

いつそういうやむを得ないときがくるかということは情勢判断の問題で、これはほかの閣僚とも相談してみたいと思っております。

○石田(幸)委員 この前の物価局長のお考えでは、いわゆる投機防止法案の対象となつた二十一品目、こつちの中からは第一段階としては品目指定が行なわれるのではないだろうかというふうなお話でございました。私も、全部というふうな受け取つてはおりませんけれども、この法律が施行された段階におきまして、この二十一品目の中で直ちに考えられるものはあるかどうか。いわゆる通産関係でございますれば丸太、製材、合板、印刷用紙、トイレットペーパー、医療用のガーゼですか、綿糸、それから綿織物、その他の品目があげられております。それから石油に関する品目五つというふうにあげられておりますが、現在の

こういう物価高騰の状況から見ると、一体この二十一品目の中で通産省所管のものとしては本年中にこの安定法の指定物資になるものがあるのかないのか。あるとすれば具体的な品目をあげていただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 本年中に指定するかどうかということはまだ、先ほど申し上げましたように行政指導でできるところまでやりたい。私、前から申し上げているようにソフトランディングという形でやっていきたい。しかしやむを得ずという事態になつた場合には法律を発動するという態度でありますから、時期をいま明言するわけにはまいりません。しかし、いまおあげになつた二十数品目の中には有力候補はあると思ひます。

○石田(幸)委員 まあなかなかこの名前があげにくいだろうと思ひます。これはいわゆる便乗値上げとの関係があつて、これをあげますれば法律に違反してまでもどんどん上げてしまふんじゃないかというおそれもあるわけでありまして、一がいに言えない原因はそこにあるかと思ひます。この品目指定が行なわれない段階においても、毎日の新聞で御存じのとおり、かなり値上げが行なわれておるわけでございます。この問題を同法案に規定してある標準価格設定という条件からいへば、いままで話を詰めてきたのでございませうけれども、まあ内田長官は、物資指定を行ない、標準的な生産費、輸入価格、適正利潤を計算していけば、たとえそのときの売り値が高いものであつても適正なものになる、こつちの表現をしていらつしやる。また物価局長は、法律施行の段階で標準価格を計算して、それが正しいとすれば低い価格で定められるであらうと、こつちの意味のことをおっしゃつております。また標準価格を決定するときに高い価格をつけているとすれば、さかのぼつて原価に對し高い利潤をつけていることが明らかにするといふやうなことで、低くすることも可能であるといふやうなニュアンスの発言をしていらつしやるわけでございます。通産大臣は、具体的にこつちのやうな品目指定をなさつて、標準

価格等についていろいろ計算をなさるわけでございますけれども、このように、いまの発言のニュアンスのやうに、一カ月前、二カ月前にさかのぼつて価格を引き下げといふやうなところまで可能である、そういうことが法律なんだといふやうにお考えになつていらつしやるかどうか、この点についての御意見を伺ひたいわけでありませう。

○中曾根国務大臣 これはケース・バイ・ケースで、その品物の性格や原因、将来の見通し等も考へてみまふと、一がいにお答えすることはむづかしいと思ひます。

○石田(幸)委員 なるほど。一般的な例としては申しにくいといふことではございますが、さすれば特定のものは当然引き下げもあり得るといふやうに、いまの大臣の御答弁ではそういう論理になるわけでございますが、いかがですか。

○中曾根国務大臣 必ず引き下げるとも言えませんが、もちろん引き上げるといふやうなこともなかなか言にくいことで、すべてケース・バイ・ケースでやるよりしやうがない。物価の問題は私が一言言いますと、すぐざわめき起こるものでありますから、無用なざわめきを起さないうために、品目やらそういう問題については慎重を要すると思つておるのであります。

○石田(幸)委員 この問題は確かに非常にむづかしい問題かと思ひます。しかし大臣も御存じのとおり、現在ではこつちの便乗値上げに對して全く対策といふものが立てられないわけでございます。それでこつちのやうな標準価格決定の安定法といふのが出てきているわけでございますが、何といふまでも現在の物資に對する便乗値上げといふものは、これはもう実質的にインフレ助長の犯人であるし、インフレマインドを国民の間に定着させる犯人であります。

〔委員長退席、稲村(利)委員長代理着席〕
また、この間起こりました豊川信用のパンク問題、ああいうやうなことに對しても、私は潜在的な犯人はこの便乗値上げであると思ひます。そ

ういった意味におきまして、いまの大臣のお答へでは、できるともできないともなかなか言えないやうでございますけれども、じゃ一体この便乗値上げに對して通産省のほうはどういう対処の方法があるのか。何らかのやうな対処のしかたがなければ、私は今日のインフレ傾向を押えていくことはできないと思ひます。それはいろいろ条件があつてむづかしいことはわかれますが、しかしむづかしいからといって現在どんどん行なわれている便乗値上げといふものに對して歯どめができないといふやうなことではどうにもならぬ。しかもこの安定法が施行になりましても、実際に指定物資になるかどうかはわからぬのですから、わからぬうちにどんどん便乗値上げが行なわれていくといふやうなことが現在の状況の中からは十二分にこれは推測できるわけでしょう。それらの問題に對しては一体どういふやうなことをやりますか。

○中曾根国務大臣 便乗値上げは断じてこれは許しません。こつちのいわゆる標準価格等をきめる場合におきましても、安定していた過去におけるある時期の値段といふものを一つの基準にして考へて、一つの資料として考へて、それから諸般のいろいろなコストのアップとか変化等も検討する材料になつております。そういうやうな立場でこれは考へて扱つてまいりますから、便乗値上げを許すといふ考えは毛頭ございせん。

○石田(幸)委員 大臣、便乗値上げを許さないとおっしゃつても、いまの御答弁の流れを聞いておりましたも、そういうやうな値上げを現実に押えることはできないじゃないですか。この際、経企庁長官はそういうものに対して業界全体に對する警告を發せられたわけでございますけれども、これとて業界全体のことではございませうから、私も関係がないといふやうにお考えの業者はそれきりのことではございませう。

〔稲村(利)委員長代理退席、委員長着席〕
やはりこつちの問題に對して、上げ幅があまりにも大きいやうな場合は、ある程度その特定業者に對しても警告ぐらひはしてしかるべきじゃない

か、こういうふうに考えますが、それとてもむずかしいでしょうか。

○中曾根国務大臣 これは通産省の持つておる行政措置といたしまして、物価抑制という面から便乗値上げをやるようなものはおもひながら警告も発しますし、呼んで注意ももちろん与えてしかるべきであります。

○石田(幸)委員 それでは最後に一通通産大臣にお伺いいたしますが、これはこの前からいろいろ問題になっていまして、ございすけれども、実際に物資指定をしまして標準価格を設定する場合に、生産費、販売費、適正利潤、こういうものを一応概念規定をしないかなければならないと私は考えております。といひますのは、通産省の中におきましていろいろ関係局があるいは課があるわけございすから、その作業をやるのはそれぞれの担当係でございすでしょう。したがって、あるいはまた経企庁においても行なわれるでございすから、そういう意味におきまして生産費、販売費、適正利潤のいわゆる大ざっぱな概念規定だけでもしておかなければ実際の運行はできないでしよう。これらの問題についてはどのようにお考えになっていらつしやるのですか。

○小島政府委員 これは現在企画庁を中心にして、はつきりした概念規定を定めるように準備中でございます。

○石田(幸)委員 いつごろまでにこれが決定をされますか。

○小島政府委員 明確に何日ということとはちょっとお答えいたしかねますが、極力急いでおります。

○石田(幸)委員 それでは私の質問はこれで終わるわけでございますけれども、経企庁長官に特に御配慮をお願いいたしますのは、われわれはこの国民生活安定緊急措置法というはあくまでも一般消費者の生活を守るといふところに基本的な理念がなければならぬと思うのでございす。にもかかわらず、この法案についてはそういう

消費者の生活を、被害を受けるのは消費者でございますから、その被害を受けた消費者がどこに苦情を持つていけばいいか、あるいはまた受けた損失をどうしてくれるのかということに対しては基本的にこの生活法案はお答えがないのであります。そういう意味におきましてどうか十二分に、その運行にあたっては消費者の立場をまず第一にお考えになって運行をしていただきたい。これだけを要望いたしまして私の質問を終わります。

○平林委員長 松浦利尚君。

○松浦(利)委員 私が一番最後の質問者になりましたが、いままでほとんどの方が質問をして、政府の答弁もそれぞれ出たわけでありまして、具体的にいま問題になっておるものを通産大臣にお聞きをいたしまして、この法案が通ればこういう問題が解決するかどうかということ具体的にお尋ねをいたしたいと存じます。ただ、私がほかの用事で追われておりましたために事前に質問の内容通告をしておりませんでしたから、あるいは大臣が答えにくいことがあるかと思ひますけれども、その点は前もってお許しをいただきたいと思いますのであります。

御承知のようにいまプロパンガスを千三百円という指導価格で供給するように指示されたわけでありまして、実はプロパンガスの流通経路を調べたわけでありまして、ここにわかりやすいように図面を書いてきたわけでありまして、これが元売りであります。それからスーパーディーラー、一次問屋、二次問屋それから小売店というこの流通が通常LPガスの常軌的な流通経路、こういうわけでおきまして、ところが、それにパイパスができておきまして、元売りから直接小売りに流れていくもの、あるいはスーパーディーラーから直接小売りに流れていくもの、こういうパイパスができておきまして、このパイパスで流れるLPガスが三五%、こういっておるのが常識になっておるわけでありまして、ところが、最近こ

の常識が変わつてきたわけですね。どういふふうに変つてきたかというところ、従来の六五%流れておつたLPガスが、逆にこのパイパスのほうによいけに流れ出したわけですね。こちらのパイパスのほうに六〇%近く流れておる。従来の流通経路には四〇%くらいしか流れておらない。そのために、この流通経路におる小売店の皆さん方がLPを買おうとしても買えない。逆に、パイパスのほうに行けば買えるという、そういう状況が今日の流通経路の中に生まれてきております。現に私は日石ガスを調べました。日石ガスの報告によりますと、

払い出し先別の比率は、スーパーディーラーが四〇%、こつちの経路が六〇%という報告がきておるわけでありまして、いまなぜLPガスのこういう問題が出てきたかといひますと、流通経路が変つてきた。従来の六五%流れておつたからこゝで買つておつたのだけれども、それぞれの元売りが、自分の系列店、直接小売店のほうがかわいから自分のお客さんのほうに優先に流す、そのために従来の流通経路が消えていっておるという事実が今日の事態として出てきておるわけですね。石油法が通りました、国民生活安定法案が通りました、こういう問題、たとえどこの流通末端であつても平等に分配される、こういう保証がこの二つの法案によつて保たれるのか、守られるのか、その点を通産大臣から明確にお答えいただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 現在でもわれわれは、業界、業者を指導いたしまして、相互融通ということをやられて、例のタクシーの問題等の場合におきまして、そういう緊急措置もやられたわけでありまして、法案が通れば融通というふうなことはさらに指示しやすくなるだらうと思ひます。

○松浦(利)委員 指示しやすくなるというのは、現実には指示に従わない場合が出ておるのです。現実には、いまそういうふうに指示しておつても、現実には指示されたように流れておらない。特約店のほう、パイパスのほうにはたくさん

流れておるが、ほかのほうには流れておらない。現実にはこの法案が通つたあと指示ということでは保たれますか。指示に従わなかったときはどうしますか。

○中曾根国務大臣 要は、消費者の利便、消費者のためにいかに便利になるようにやるかということであるのであります。そういう意味においてわれわれはできるだけ行政措置でやりたい、法律を發動するときはもうほかの方法がないというときにやろう、そういう考えでおるわけでありまして、したがって、法律が通れば、そういう権限を得まして、指示からさらに強い命令的な方向までわれわれが行動できるわけでございますから、われわれの行政措置というものはいままで以上にエフェクティブに行なわれるだらうと思ひます。しかし、それでも事態が改善されないという場合には法発動、そういうことになりまして、さらに事態は改善していくだらうと思ひます。

○松浦(利)委員 さらにお尋ねをいたしますが、こういう状態ですから、直ちに法を發動すべき段階にきておるのじやありませんか、通れば。

○中曾根国務大臣 経済状態全体はもう法を發動していい状態にはある、そう私は思つております。しかし、いつ具体的にどうするかということ、これは通産大臣が諸般の情勢を考へて物資について個別的にきめていくべきものであると思ひます。

○松浦(利)委員 このLPG、プロパンガスについて私はもう発動する段階にきておるのじやないか、そういうふうに具体的に申し上げておるのですが、そういう時期ではないとまだ御判定なさいますか。

○中曾根国務大臣 これは運輸省とも相談してみなければいけませんけれども、われわれはできるだけ行政指導でできるところまではやりたいと思つておるのです。いますぐ発動するにはまだ適当な時期ではないのではないかと、われわれがもっと努力する余地があるのではないかと、そういうふうに思ひます。

○松浦(利)委員 いままで行政指導をやっても守られておられない。現実にはこの流通の流れを、日石の場合に從來どおりこの流通に流せということが行なわれておられないのです。逆にこっちのほうでどんどんふえておる。私は、この法が通っても、こういう状態になってもなおかつLPGの流通についての流れを正規に戻そうとは思いません。この問題は解決しないと思うのです。

さらにひとつと具体的に聞きたいのでありますが、この日石ガスの川崎スタンドにおける輸入販売の状況がここに出されておるわけでありまして。ところが、当初オート、自動車に使うガス、これが川崎スタンドで四百五十トン実際に十月末で出荷されておったものが、十一月末には百九十四トンと下がっておる。逆にブタン、オート用のガスとそんなに変わらない工業用のガス、ブタン、これは十月が七千八百二十七トンに対して、十一月には一万三千六百七十七トンとふえておる。こういった販売のあり方、あるいは生産のあり方、こういったものについて、大臣のほうでは、現在これだけの騒ぎが起こっているわけでありまして、こういまだその問題は解決されておられません。こういった問題に対して、法律が通ったあとと直ちに生産命令なりあるいはオートに対する出荷命令等の手続が発動できるのかどうか、それとも一たん行政指導という今日行なっているような姿をそのまま継続して、どうにもこうにもならぬ段階でなければ、法の運用、適用はやらぬ、オート用のガスについてそれでは具体的にこういう状態でありまして、さうお尋ねをしておきたいと思う。

○中曾根国務大臣 最近のLPGの不足の場合には、工業用に回しておるのを切って民生用のほうへ回したはずであります。いまのお示しの日石ガスの場合はどういふ事情でそういうことが起きたか調査をしてみます。私としては、先ほど来申し上げましたように、できるだけ行政指導でやっ

います。

○松浦(利)委員 これは横浜製油所の問題でありまして、家庭用プロパン、十月に一千三百九十トン出荷しておったものが、十一月には九百五十トンと落ちておる。ところが、現実には生産されておる量というのはいくらも、こういう事実も指摘されるのです。ですから、今日の流通末端における混乱というのは、一つはインテグレーション、垂直的な統合を行なうというパイプができたために、從來からの流通機構が混乱をされておるわけですね。さらにメーカー側が從來オートに回しておったガスを工場のほうに回す、そういったことが、末端で絶対量が足りない上にそういう操作が中間段階で行なわれておるために、下部末端のたいへんな混乱が起こっていることは、私たちがしるうと見ても明らかなんです。しかも、そういう経過というのはいまの行政指導をもつてしても依然として解決されておらない。にもかかわらず、大臣は、この法律が通ったというふうには適用せずに行政指導をやっている。に

もかかわらず、大臣は、この法律が通ったというふうには適用せずに行政指導をやっている。に

もかかわらず、大臣は、この法律が通ったというふうには適用せずに行政指導をやっている。に

律が通っても実質的には状態は変わらないわけでありまして、異常な時期とかこういった表現ではなくて、具体的にどういふときをもってこの法律の適用時期と判断をされるのか、そのことをひとつ通産大臣からお答えをいただきたい。

○中曾根国務大臣 国民の権利義務を拘束するよ

○松浦(利)委員 私は大臣の言っておることに賛

○内田国務大臣 一口に石油二法案と申します

○松浦(利)委員 私は大臣の言っておることに賛

のは、もうたびたびここで御説明申しましたよう

○松浦(利)委員 私は大臣の言っておることに賛

○松浦(利)委員 私は大臣の言っておることに賛

○松浦(利)委員 私は大臣の言っておることに賛

○松浦(利)委員 私は大臣の言っておることに賛

しかしそうじゃない、現状認識として、そういう状態はこの国民生活安定法を発動する時期になつておるのかどうかと、こう言つて聞いておる。

○内田国務大臣 私の説明が少し足りないのかも知れませんが、そのLPガス十キロ三百円という行政指導価格は、これは通産大臣と私が相談の上で、国民生活安定緊急措置法が通りました後におきましては、これを標準価格の方向に持つていくことにおそらくなるだろうと思ひます。その場合には私の行動というものが発動しますが、しかしそのルートはどうするかというわけではございませんで、これは石油法のほうによつて、石油法の十一條あるいはそうでなくてもその前の各条のいろいろな条項によつて、通産大臣がいろいろおやりになる、こういう法律の仕組みになつておりますので、通産大臣が先ほど御答弁になりましたところで御理解をいただきたいと存じます。

○松浦利委員 大臣、物価というのはばらばらでやつただめでしよう。いま私がなせ長官にお話ししているかといふと、長官も知つておられることを申し上げて恐縮ですが、流通というものの操作によつて価格が上がつてくるということになれば、LPGであれ、ガスであれ、あるいは軽油であれ、それは流れの問題についてやはり通産省と話をしなければいかぬ。同時に、価格の問題はこの国民生活安定法でしよう。そうなつてくれれば、あれはこつちです、私のほうはこれです、は、物価といふ問題の根っこは解決しないのじゃないですか。そうじゃありませんか。私はそういうところにはやはり政府の考え方の問題点があると思うのです。なわ張りがあると思うのです。だから物価問題は一つも解決しない。正直な方ですから、いみじくもそういうお答えをなさつたんだと私は思うのですけれども、それはほんとうに政府の物価に対する姿勢を浮き彫りにされたと思うのです。そういうことはぜひ改めていただきたいと私は思うのです。

〔稲村(利)委員長代理退席、委員長着席〕

それから同時に、いま大臣は十キロ三百円が、これが通つたら大体標準価格になるだろうと、こう言われましたが、ところがこの標準価格というのは、この国民生活安定緊急措置法のほうでいいますところのいろいろもつとらしいことが書いてある。ですから、連合審査でいみじくも通産大臣が御答弁なさつたように、標準価格というのはぶつた切り価格なんですよ。いろいろもつとらしいことを書いておるけれども、要するに行政措置で何かばつとやらなければいかぬ。だから算出根拠とかなんとかといふのはあまり考慮せずに、もちろん考慮せずにと言つたら語弊があるでしょうが、要するにぶつた切る、このぶつた切つたものが標準価格だと、こういうふうな国民全体が理解しなければならぬものが標準価格だといふふうな理解したほうが手つとり早いと思うのですが、それでしよう。経済企画庁長官、どうでしょう。

○内田国務大臣 事は石油の問題でございまして、もちろん石油の価格は、その石油の動くルートによりましていろいろな態様といふものを考えなければ、標準価格をきめるときにも不都合が生ずると思ひます。しかし、せつかく石油の所管大臣であります通産大臣がお見えになつてお答えをいたしておりますので、私は石油に関係ないとは言ひませんが、何しろ経済企画庁でございまして、石油でも材木でも何でもつつかまえてこつた、石油大臣がお答えになつておるのを後輩の私がこうだ、ああだと、こつと言わないうがよろしゅうございませうけれども、同じ内閣におりますから、十分それは通産大臣と打ち合わせをいたしまして、松浦さん御指摘の配給ルート、それに関連する価格などにつきましても、事態に即するような処置を御相談をいたしてまいりたいと思ひます。

○松浦(利)委員 さらに通産大臣にお尋ねいたしますが、商社の日商岩井、この日商岩井が株式会社の末端でこういうことを言つておるのです。

これは向こうが言つたことですから、もう全く間違ひないんですよ。個人タクシの皆さんに対して、系列店の要求が完全に入つてきていない。だから要するに物が不足してきて、私たちのパイパスにも物が流れてきておらないのだから、十二月は三〇%ぐらいの自然増が見込まれておるけれども、こつといったものに対しては配給をすることができません。もう一つ、タクシー業界、特に個人タクシは行儀が悪い。一番行儀の悪いお客さんだ。まず買いたく、仕入れ先を転々とする、最初にしわ寄せが行くのは当然じゃありませんか、商売上やむを得ないことだ、こつというように日商岩井のほうは言つておるのです。

それから三井物産のカマタ株式会社というのがありますが、これも同じようなことを言つておる。タクシー業界は、いままでの商売態度があまりよくなかったんで、品不足になつて一番最初にしわ寄せを受けるのはあたりまえだ、こつ言つておる。

三菱液化瓦斯の下部である堀川産業、これも系列店そのものには不足はないけれども、その他の人についてはそのときどきにしか配給できないじゃありませんか。結局、すべては従来のお得意さんを優先する。その優先確保のために、もうどうにもならぬのだ。いまさら個人タクシの皆さんが来て、くれくれと言つても、そういうものにはやれませんが、こつ言つておるわけですが、こついうのは商売慣行としてあり得ることですが、これはこの法律の中で、附則六条の改定がありましたが、附則六条といふのは、政府提案の投機防止法の修正であります、これは売り惜しみの対象になると通産大臣なり経済企画庁長官はお考えになりますか。

○小島政府委員 やはり程度問題だと思ひます。かなり供給力に余裕があるのにこついうことを言つていけば、これは一種の売り惜しみでございませうけれども、そこ自身が、先行き非常に入手が苦しいということが見込まれる場合には、ある程度こついう動きが出てくる面もやむを得ない。必ずしもこれを、すぐに買占め法の対象として摘発するということにはならないと思ひます。

○松浦(利)委員 商社の系列にあるこついった会社、自分のところの系列店に流すガスすら不足をしておるんだから、飛び込みのお客さんやら、あるいは従来のお客さんでない人たちに差し上げられませんか、こつ言つておることは、商慣習上当然だといふふうにお認めになつた。だとすると、この問題を解決するのに、この法律、石油法が通りまして、あるいは国民生活安定法が通りまして、一体この二つによつて、絶対量が不足していくわけでありませうから、従来行なわれておる商慣行そのものが実は障害になつてきておるような状態に対して改善することが可能なものなのかどうか、その点をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 先般来、プロパンにつきまして個人タクシの皆さんがたいへん迷惑を受けておる、いろいろ騒ぎがありました。そこで行政指導いたしました、大体十二月は十一月の九割、十一万五千トンのLPをそちらのほうに配当いたしました、そして個人タクシのほうにも回すように運輸省を通じてやつておるところであります。だから当然、これは個人タクシであるが会社のタクシであるが、商売としてやつておる以上は、同じような生活上の問題をかかえておるのでございますから、政府としてはこれを一視同仁に扱つてやるべきであつて、会社の方で自分の商業慣習とか利害関係から、多少政策的に考慮するようなことがあることは、これは考えられますけれども、そういう自我を抑制させて、みんなに均てんするようにやるのが政府の立場でありますから、こついうことはやつております。それは、個人タクシの騒動がなくなつたのを見てもおわかりだと思ひます。

○松浦(利)委員 個人タクシの騒動がなくなつたといふ言われておるの、並ぶ人がおらなくなつたんですよ。依然としてやはり自殺者が出たり、翌日のプロパンをさがしに懸命に走り回つて

おるんですね。それは認識が違ふと思うんです。政府が努力なさったことは認めます。しかし現実がタクシーの運転手さんたちは、オートガスをさがすのに今日たいへんな苦勞をしておるわけですね。ということになりますと、現実にこの法案が通つても根本的な解決にはならない。行政指導という行為によって行なわれる以上は、すぐには解決しないということを大臣は言っておられるんだと思うんです。これは発動しないわけでありまして。

○中曾根国務大臣　すぐ発動しなければ解決しない結びつけられるところは、私は無理があると思うんです。やはりいままでも懇切丁寧の一つ一つ解決していくということをやつてきて、いろいろな問題をおさめてきたわけですね。トイレトペーパーの問題でも、塩の問題でも、砂糖の問題でも、そういう懇切丁寧の一つ一つ解決していく。若干時間がかりますけれども、皆さんに安心してもらうような措置をやつてきておるわけですから、御信頼願いたいと思うんです。ただし、この法律ができればいつでも発動できるぞ、命令できるぞ、そういう根拠を政府は得ますから、そういう体制さえ整えておけば、かなり有効な指導が行なわれると見ております。

○松浦利委員　結局、この法律は発動せずに、従来の行政指導に力のかす程度のものであつて、従来の行政指導を続けていく、こういうことであるですね。そのことで、そういうふうな理解をいたします。最終的にこれを使うことはわかつておりますがね。何かありますか。

○中曾根国務大臣　この法律が発動せずに済めばけつこうで、こんな話はないと思つてゐるんです。しかし、発動する事態に至るといふ危険性と可能性がありまゝから、出しておるわけでありまして。

○松浦利委員　それでこの法案が通つたら、あしたにでもこの問題は解決するといふ国民の願いです。それは、いや違ふんだ、行政指導をやつていくんだということが、ここで明らかになつたといふことなんですか。そのことを私はよくどくとお聞きをしたわけなんです。国民の皆さん方は、これが通つたらすぐあしたにでも解決すると思つていられる。しかし政府はこれが通つたとしても、従来の行政指導で行政指導を行なうんだ、こういうことがはつきりしただけでけつこうだと思ふんです。

それでこの法案の内容について、もう時間がありませんから肝心なところだけお尋ねをしておきます。通産大臣と先ほど経済企画庁長官にお尋ねをいたしました。標準価格といふのは、この御想像、御推定なされたところ、この標準価格についてさらに困難があつたとき、この標準価格を施行しておる物資を特定標準価格といふことで、一べんぶつた切りの価格で押えておるから、今度はそのものが妥当かどうかという検討を加える。逆にいうと、いまの行政指導の価格が妥当かどうかというのを特別標準価格といふもので検討を加えて、このべつた切りの価格は根拠のないものでありますから、精密をしてみたら、千三百円は確かに高かつた。国民の皆さんが、政府がやることはトイレトペーパーをやつても、確かに緊急放出したが全部高値安定になつておるじゃないか、全部高いところで安定してしまつておるじゃないか、これが非常に不満があるわけですね。それはべつた切りだからやむを得ないと国民は理解をしたとして、それじゃそれをさらに精密をするための特定標準価格といふものに持つていった段階で、これは非常に高過ぎたといふときには、業者に対して、価格を下げなさい、標準価格以下に下げなさいといふ特定標準価格といふものが存在するかどうか、その点をひとつ経済企画庁長官からお答えいただきたいと思ひます。

○内田国務大臣　標準価格といふものは、まあぶつた切りという表現がいいかどうか、とにかく先導的、主導的の標準品目についての価格でござい

ますが、特定標準価格といふものをつくる段階になりますと、これはそれに違反をいたしますと課徴金を取られるわけでありまゝから、おっしゃるとおり、より厳密な価格をつくることになりまゝす。しかしそのつくり方は、標準価格のようなもの、標準品目を幾つか選びまして、まるめて何千円とか何百円とかいふことになりまゝすが、特定標準価格ですと、これはもう取引の態様といふものを考慮に入れて、標準品目よりもさらに特定品目を限定して、そのものについて取引の態様に即して、こういう規格でこういう取引のものは幾らである、こういうきめ方をいたしますので、厳密審査をしたならば必ず特定標準価格のほうが一般的に安くなるかと高くなるかといふことは、私は言えないと思ひます。より正確な、ある態様に即して、ある特定品目についてやる、こういうことになるとお考えをいただきたいと思ひます。

○松浦利委員　いまの千三百円とか、標準価格で指導されましたね。その価格もこれで移つて標準価格になるわけでしょう。そうすると、トイレトペーパーや何かでも高値安定になつておるわけですよ、高値安定に。だから、たとえばトイレトペーパーならトイレトペーパーの特定標準価格、物資に指定された特定標準価格を調べた場合に、ああこれは高過ぎた、安くしなければならぬといふときには、この特定標準価格のほうが標準価格よりも安くなるということがそれじゃ一般論としてあるのかないのか。いいですか。標準価格を三百円できめた。よく調べてみたら、特定標準価格で調べてみたら、二百円が妥当な価格だつた。そうすると、特定標準価格を二百円に下げることが可能なか。業者に対して、値段を下げなさい、こう言つて指示することが可能なかどうか、こういうことを具体的に伺ひましておきたいと思ひます。

○小島政府委員　この前お話し申し上げたと思ひますけれども、理論的にはやはり特定標準価格のほうが厳密な計算をいたしますから、低くなるケースが多いと思ひます。その反面、標準価格を

きめた段階よりも時期的に特定標準価格をきめる時期のほうがおそくなるわけでございますから、その間にコスト事情等が上がつてゐる面も当然あるわけでございますから、この時期的な点に着目いたしますと、特定標準価格のほうが高くなるケースもあり得る。したがしまして、一般的に安くなるか高くなるかといふことは申しにくいと思ひます。

○松浦利委員　それじゃ通産大臣にお尋ねいたします。経済企画庁長官でもけつこうですが、標準価格といふものを通らざるに、本法ですぐストレーに特定標準価格にいくものがありますね。たとえば石油関係製品は、これはもう非常に簡単なんです。石油精製過程から出てくるものは非常に簡単。灯油だつてA重油、B重油、すべて簡単に。価格の構成も非常に簡単。こういうものはストレーに特定標準価格といふことで直ちに精密して、特定標準価格といふものを持つていくことの努力をいたしますか。やはりこういうものも標準価格、特定標準価格という段階を経ますか。

○内田国務大臣　いまここで何とお答えができませんが、先ほど私が述べましたように、また松浦さんが言われましたように、またうちの政府委員も言いましたように、精密をした結果が、標準価格からさらに進んだ特定標準価格に反映する場合もございまして、私が申しますのは、標準価格といふものは、いろいろな品目があります中で、標準品目、中間的なものを幾つか選びまして、まとめて幾ら、こうきめることになつておると思ひますが、特定といふことになりまゝすと、そのうちの規格なんか厳密なもの、また取引の態様なんかも、さつき松浦さんが例にあげられました、従来の取引ルートでいくのか、あるいはパイパスみたいなのができたのを認めるのか、その取引の態様というふうなものも頭に入れますして、そしてきつちりしたものをきめるということになると思ひます。でありますから、石油製品が、直ちに標準価格の段階を経ないで特定標準価格をつく

るのに最も適したものであるかどうかということ
は、石油製品の種類により、また取引のルート等
により、他の物資についても同様でありますけれ
ども、検討をいたしました上特定標準価格とい
うものをつけることになろうと思ひます。

○松浦(利)委員 この法案は非常に手続がややこ
しくて国民にはわかりません。だから千三百
円なら千三百円という指示価格がありますね。プ
ロパン十キロ千三百円という指導価格がある。こ
れを先ほど標準価格と言われましたね。だからこ
の標準価格を、今度は混乱をすればさらに特定標
準価格にして精査する。精査をしてみたらその価
格が下がる場合もあるということはおわかりまし
た。そのことはわかりました。それじゃ非常に物
格が高騰するからストリートですと特定標準価
格に入るといふものは、非常に簡単な物資しかな
いわけでしょう。石油といふものは、こういうもの
は非常に簡単だから。流通経路にして複雑だと言
われたけれども、元売りははっきりしておる。元
売りの特定標準価格をきめようと思つたら、非常
に簡単にばんときます。小売りの店の標準価格をき
めようと思つたら、通産省が行政指導しておるよ
うに、ばんと簡単にきまる。どちらも簡単にきま
るわけですよ。そういうものは標準価格などとい
う手続をとらずに、ストリートに精査して特定標
準価格に入つたほうがむしろ国民のためにプラス
じゃないですか。ちゃんとデータもある、正確で
ある、ぶつた切りでない。ある程度根拠を持った
価格といふことになるんじゃないですか。だから
そういうものは特定標準価格にストリートで持つ
ていったらどうですか、こうお聞きをしておる。

○内田国務大臣 石油といふものは、松浦さんが
おあげになった一つの例でございましょうが、い
まの三百八十円とか千三百円といふものはおおむ
ね、たとえば地域的にも全国一本みたいな形で通
産大臣がおきめになっておると思ひます。もつと
もプロパンガスについては北海道は千五百円だ、
こういうような地域の差を設けられておるようで
ありますが、特定標準価格を設けます場合には、

特定品目あるいは取引の態様を考へることは先ほ
ど申したとおりであります。その価格も必ずしも
全国一本ではありません。地域的の価格を設ける
といふことではないと、一本にしておいて、よけい
な費用がかかることのある人が高く売つたら直ちに
課徴金といふことも不公平でございしますから、
ちゃんと地域に分けてきめなければならぬとい
うことになる。それらの点もございまして、い
ま石油製品は松浦さんのおっしゃるとおり、す
ばつと特定にいくのだということ、これは通産大
臣にもいろいろお考えがございまして、し、もと
もとは通産大臣、主務大臣がおきめになって私の
ほうに御相談があることでございしますから、私が
ここで通産大臣のお考えを差しおいて——一般論
はいいです。一般論はいま申しましたとおりであ
りますが、これ以上のは申し上げません。

○松浦(利)委員 それぞれの各官庁でやられるこ
とはわかるのです。しかし基準がなければだめ
でしょう。一定の基準がなければ、通産省のやつは
こういうものは特定標準価格ですばつといくが、
ほかの農林省なんかはいかなかった。混乱が起こ
りますね。その基準をきめるのは経済企画庁じゃ
ないわけですか。そういうやつは全部各省の大臣
にまかせられておるわけですか。全部そういうふ
うにまかせておつたらばらばらに各省やれ、こうい
うことですか。それじゃ、私たちは通産大臣に質
問することは失礼だったから聞かなかつたのです
が、通産大臣に御質問することになりますかね。
通産大臣が基準をつくられることになるわけす
よ。いまのその点、小島物産局長答えてくださ
い。

○小島政府委員 特定標準価格が生産費の計算が
しやすいからといふことではございせん、こ
の第一段階の標準価格といふものをやってみても
効果がなかなか出ないといふ場合に、特定標準価
格に移るといふのがたてまえでございします。
○松浦(利)委員 法律の解釈でそんなことはわ
かっておるのですよ。そういうことはわかつてお
るのですよ。だから私は石油を例に出してお話し

しておるのですよ。そういう簡単なもの、しかも
非常に精査しやすいもの、しかも国民に非常に重
大な影響を与えるもの、しかも価格がだんだん高
騰しつづけるもの、そういうものは特定標準価格
にストリートにばつと入れるんじゃないですか。
そういうことの基準もないのですか。

○小島政府委員 技術的に、特定標準価格になり
ますとなかなか厳密な計算をしなければいけませ
んから、そういう意味では、おっしゃる通りに比
較的生産費の計算などやりやすいものは特定標準
価格に移りやすいといふことは言えると思ひま
す。しかしながら、そのたてまえとして、先ほど
来通産大臣もおっしゃつておられますように、な
るべく強い措置にいかないで効果をあげたいとい
うのが本法の運用上の基本方針でございしますか
ら、やはり第一段階をできるだけやって、それで
もどうしてもならぬときに第二段階に移つていくと
いふことが基本的な方針でございします。

○松浦(利)委員 そういうことはわかつておるの
です。ただ、本法にそういうことが書いてあるか
ら、だからそういうものは特定標準価格に移つ
ていく。それは具体的に石油のこういう例じやな
いかといふことを示しましたけれども、それにつ
いて明確なお答えがございせん。きわめて残念
だと思ふのです。一般論としては理解できまし
たが……

それから、これは通産大臣にお尋ねをいたしま
すが、これも通産大臣の所管であります。これも
もうわかつておられるのですが、大臣には説明し
やすいようにちよつと図示したのですが、実はこ
の法律で標準価格なり特定標準価格をきめ得るも
のは、元売り価格があるいは末端の小売り価格か
のいずれかなんです。ある場合は両方、ある場合
は元売り、ある場合は小売り、こういうことで標
準価格なり特定標準価格をきめると、こういう
システムになっておるのです。この流通段階の
まん中は全然標準価格の対象にならない自由競争
なんです。いまかりに末端の小売店が特定標準
価格をきめられた、百円なら百円ときめられた。

ところが、だんだんこういう流通経路の卸段階が
自由競争をやつて、逆に百円で売らなければなら
ないものを百円で売つてきた。じゃしょうがな
い、こは百二十円で品物を売らなければならな
いから百二十円で売つたら、これは課徴金を取ら
れる。この中間段階がないために、いつもしわ寄
せを受けるのは、末端の小売店の皆さん方が課
徴金という形で金を取られるのです。こういう
ことを通産大臣としてお認めになりますか。やは
り通産省が中小企業を育成助長するの。この流
通段階のものと末端だけがきまつて、中がない。
しかも中は自由競争でどうでもやりなさい、です
から複雑な流通経路に同じものがどどんと流れて
いくのです。おれのところにくれ、おれのところ
にくれといふ、問屋を通じて流れていく。し
かもその経路をたどつていった品物がいつの間に
か特定標準価格よりも高くなつておつた。これは
課徴金を出せ。しかし、その上のはははは高く
売つてもかまわぬわけですから、全然課徴金の対
象にならぬといふ小売店がせといふ問題が起
こつてくるのです。こういうものについて通産省
は事前に経済企画庁に対して、本法にこういう不
備があることについて御相談をなさつておられた
のかどうか。私は明らかに不備だと思ふのです
が、こういう問題についての通産大臣の御見解を
まず承つておきたいと思ふのです。

○小島政府委員 特定標準価格についてきめてお
ります第八条の第二項をごらんいただきますと、
「特定標準価格は、全国を通じて、又は主務大臣
が定める地域ごとに定めるものとし、取引の態様
その他の事情に応じて定めることができる。」と
書いてございまして、この「取引の態様」と申し
ますのは、いま先生のおっしゃいました取引形
態、つまり卸段階等段階別に定めるといふことに
なつておるわけでございます。

○松浦(利)委員 そういうことはわかつておるの
です。そういうことが書いてあるけれども、事実
わかりませんか。何万軒とある末端の小売店です
よ。そういうことがわかりますか。しかもAとい

うものが、ただこれは二つの流通を流れてきておるようになっていますが、同じ物資でも五つも六つもルートを通れるものもあるのです。態様はばらばらなんです。ほんとうに態様のばらばらなもので、一体どの元売り価格かわかりますか。そういう機能がありますか。確かに法律では「定めることができる」のだから、定めなくてもいい、定めてもいいと、こう書いてある。そういうことを言うなら、なぜ「定めることができる」ということじゃなくて「定める」と、こういうふうにしめるのですか。なぜ「定める」としたのですか。「できる」と書いた理由は何ですか。やらぬでもいいということを書いた理由は何ですか。

○小島政府委員 これはおっしゃる通りに、物によつて非常に複雑な形態がございますから、あらゆる場合に全部きめるといふこと、きめなければならぬという書き方は避けたわけでございませう。しかしながら實際上、この運用において先生おっしゃる通りに、小売りのほうに責任がなくて上のほうに責任がある場合には、これは小売りにじめにならぬように十分注意して運用いたすつもりでございます。

○松浦利委員 そうしますと、小売り店をいじめないように上のほうにやるといったって、上のほうの取引の態様は非常に複雑でわからぬ場合が多い。だとすると、課徴金など設けても、小売り店の末端の人たちが高く売ったって、全部流通の中で高くなつてしまふわけですから、結局課徴金という意味がなくなるのじゃないですか。課徴金という意味がなくなると、逆に小売り店のほうは幾らでも高く売ることが可能である。課徴金という性格も、この前議論したようにきわめてあいまいですけれども、率直にいつて、小売り店においては課徴金というのは取れないでしよう。末端の小売り店では、課徴金はほんとうに取れると思つておられますか。取れるものもある。しかし、こういう複雑な流通機構の中で取れないものがほとんどだ。そういうふうには私は理解をします。その点が小売り店の皆さん方は、自分たち

だけが犠牲になるのじゃないかという非常に不安感を持つておられるのです。そういう点についてひとつ経済企画庁長官、これは非常にいいまいなですね、課徴金の取り方が、私は結果的には課徴金というのがあることも、取れないから、わからないから、取らぬと同じことになると思うのです。大臣その点どうですか。

○内田国務大臣 答弁が合わないかもしれないけれども、特定標準価格につきましては、各段階ごとに特定標準価格というものををつけるためをえとらざるを得ないと思ひます。小売りのみならず、第一次卸でも、第二次卸でも、あるいはまた一番上の蔵出し価格でも、ところが、一般的に設けることにならぬであらう。ところが、一般的に設けることは、御指摘のように小売り標準価格につきますし、また一番上の蔵出し標準価格もつくるけれども、また一番上の蔵出し標準価格というものについては規定がしてないこと、松浦さん御発見のこととおりでございませう。そこが実は問題になっておりますことも承つておりまして、各党間の課題にまつておる、こういうことを承つておりますので、私どもはそうであれば、すなわちそこは皆さま方の御指摘に應じるのがよろう、こう考えております。

○松浦利委員 いま各党間の修正に應ずるといふようなことを言つておられますけれども、これは確かに問題があるのです。この法案全体に流れておるのは弱いものいじめなんです。具体的に申し上げますと、これは閣議で通産大臣はおそらく賛成なさつたかどうかわかりませんが、非常に弱いものいじめです。この割り当てを發動いたします。二十五条で「割当又は配給等」を行ないます。そうすると第二十六条で「帳簿の記載」をするようになります。それが不備だった場合には、この人は罰則規定で一年以下の懲役もしくは二十万円以下の罰金だと思つたのですが、小売り店の御主人たちは罰金を科せられるのです。大体、中小企業の商店の皆さんには失礼ですけ

れども、帳簿や何かあまりつけられない。そういう小売り、末端の皆さん方が、この二十五条の発動によつて帳簿をし、帳簿を整備されておらなければ罰金を食らう、懲役、体罰を食らう、そういう末端の人に対してはきびしい法律体系になっておる。ところが一方、政府が、大企業に対して、輸入商社に輸入しない、あるいは工場に対して生産をしない。あるいはここからここに物を運びなさい、向こうの地域が不足をしておるからA地点からB地点に物を運びなさい、そういうことが書いてあつて、その点に対して全然指示だけで、言うことを聞かなかつたら公表という、たいへん軽いことなんです。ただ公表で済むのです。ところが末端のほうは、割り当てになつたとたんたいへんきびしい体罰から懲役刑、こういう状態が生まれてきます。この法律体系というのはたいへん弱いものいじめなんです。末端いじめなんです。そういうものについて一体どのように運用しようとするのか、ひとつ明確に大臣から答えていただきたいと思います。

○内田国務大臣 法律論になりまして、私もそのほうはあまり名人ではございませんが、第二十六条は、いま御指摘のように、その前の条文の二十五条に関連するものではございません。この第二十五条以下すべてに関連するものでありまして、「指定物資を販売する者」、「指定物資は政令できめてまいります」、「指定物資を販売する者」は、これは小売り業者のみならず卸売り業者でも、あるいはまた生産者の蔵出し価格などの規定がございませうが、その生産者でもすべて同じようにここで「指定物資を販売する者」こうかけてございまして、中小企業だけを対象にするという趣旨ではございません。

○松浦利委員 実質的に末端でいじめられるのは一番末端でしょう。さつきから言うように特定標準価格は末端の小売り価格が大体きまつていくわけでしょう。そうなんです。末端です。中はわからぬ、卸のほうは、あまりわからない。元売りはわかります。大企業はわかる。結局、これは

実際に発動されるのは小売り店じゃないですか。しかもたいへんな犠牲を受ける。片一方のほうは輸送やら輸入やら何かサボつたつて、これはただ単なる指示。指示に従わなかつたら公表で済むでしょう。

私はそういう意味で、この法律体系というのは確かに自由経済の中の統制経済が何かわからぬようなものを持ち込もうとするから、結局統制経済的なものを持ち込もうとすればするほど一番泣かされるのは末端の小売り店であり、末端の消費者であるということがこの法律自体を見ても明らかなんです。私はそういう意味でこの法律はまことに国民にとって不備だ、特に弱い層にある国民に対してはたいへんな、場合によつては犠牲を起す、問題を起す、こういう法律だと思ふ。したがつて、この法律の運用については、やはりほんとうに国民の立場に立つた法の運用、ただ単に大企業とか何とかでなくて、末端におる小売店、末端の小売り店と結びつく消費者、そういう国民の利益を守るものである、そういう判断に立つて適正な法の運用をやつていただきたい、これを発動する場合には、そうしなければ、私は弱い者を泣かせる法律になるというのをたいへん危惧し、また危険に思ひますから、その点を最後に申し上げて、もう時間が来たそうですから私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○平林委員 これにて国民生活安定緊急措置法案に対する質疑は終了いたしました。

午後四時四十分休憩

午後二時五十一分開議

○平林委員 休憩前に引き続き会議を開きます。国民生活安定緊急措置法案について議事を進めます。本案についての質疑は先ほど終了しております。

す。
ただいま稲村利率君外四名より修正案が提出されております。

国民生活安定緊急措置法案に対する修正案
国民生活安定緊急措置法案の一部を次のように修正する。

第三十四条中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十三条を第三十六条とする。

第三十二条中「第十四条」を「第十五条」に、「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十一条第一号中「第二十六条」を「第二十九号」に改め、同条第二号及び第三号中「第二十七号」を「第三十号」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十号を第三十三号とし、第二十九号を第三十二号とし、第二十八号を第三十一号とする。

第二十七条第一項中「第五条、第六条及び第十条」を「第六条、第七条及び第十一条」に改め、同条第二項中「第十四条、第十六条、第二十号、第二十一号、第二十三号及び第二十四号」を「第十五条、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十四条及び第二十五条」に、「第二十三号第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十四号第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第三項中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条を第三十号とする。

第二十六号を第二十九号とする。

第二十五号を第二十六号とし、同条の次に次の二条を加える。

(国民生活安定審議会)

第二十七号 総理府に、附属機関として、国民生活安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問

第一類第六号

物価問題等に関する特別委員会議録第八号 昭和四十八年十二月十八日

に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係大臣に建議することができ

る。

4 審議会は、学識経験を有する者及び一般消費者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国会への報告)
第二十八号 政府は、おおむね六月に一回、国会に、この法律の施行の状況を報告するものとする。

第二十四条第一項中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三号を第二十四号とし、第二十条から第二十二号までをそれぞれ一条ずつ繰り下げる。

第十九号第二項中「第二号」を「第三号」に改め、同条を第二十号とする。

第十八号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条を第十九号とする。

第十七号第一項中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条を第十八号とする。

第十六号を第十七号とし、第十五号第二項中「第二号」を「第三号」に改め、同条を第十六号とする。

第十四号を第十五号とする。
第十三号第二項中「第二号」を「第三号」に改め、同条を第十四号とする。
第十二号第一項及び第二項中「第十号」を「第十一条」に改め、同条を第十三号とする。
第十号を第十一号とし、第十号を第十一条とする。

め、同条第五項中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第九号とする。

第七条第一項中「第三条」を「第四条」に改め、同条第二項中「第二号」を「第三号」に改め、同条を第八号とする。

第六条を第七号とし、第五条第一項及び第二項中「小売価格」を「小売業を行う者の販売価格」に改め、同条を第六号とする。

第四条第二項中「第二号」を「第三号」に改め、同条を第五号とする。

第三条第二項を次のように改め、同条を第四号とする。

2 標準価格は、標準品目の物資の生産若しくは輸入の事業を行う者、標準品目の物資の小売業を行う者又は標準品目の物資の販売の事業を行う者(小売業を行う者を除く)の販売価格について定めるものとする。

第二条を第三号とし、第一条の次に次の一条を加える。

国民生活安定審議会

国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

附則第三条を附則第四条とし、附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後一年以内に、この法律の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約五百万円の見込みである。

(この法律の運用方針)
第二条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、国民の日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するとともに、その価格の安定を図るよう努めなければならない。

2 政府は、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の生産、輸入、流通又は在庫の状況に関し、国民生活を安定させるため、必要な情報を国民に提供するように努めなければならない。

附則第六号を附則第八号とし、附則第四条を附則第六号とし、附則第五条を附則第七号とし、附則第三条の次に次の一条を加える。
(総理府設置法の一部改正)
第五号 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。
第十五号第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

○平林委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。稲村利率君。
○稲村(利)委員 提案者を代表し、国民生活緊急措置法案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一は、本法の運用にあたっての政府の基本的心がまえにつき、法律の実施にあたって、国民の日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するとともに、その価格の安定をはかるよう努めるべきこと及び生活関連物資等について、生産、輸入、流通または在庫の状況に關しての情報を提供しようとする必要がなければならない旨定めることであります。
第二は、本法の運用にあたり、特に広く国民の声を聞きながらこれを施策によりよく反映せしめ

るため、学識経験者及び一般消費者よりなる国民生活安定審議会を設けることとするのであります。

審議会は、総理府に置き、諮問に応じ、生活関連物資等の割り当てまたは配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議することとし、また、これらの事項に関し建議を行なうことができることとしております。

第三に、本法が緊急事態に即応し相当広範な行政当局への授權を行なっていることにかんがみ、おおむね六カ月に一回施行状況につき国会への報告を行なう旨の規定を加えることとあります。

第四に、変動の多い経済情勢にかんがみ、政府は、本法の施行後一年以内にこの法律の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる旨の規定を加えることとしたしております。

なお、標準価格につき中間卸売り段階についてもこれを定めることができることとしたしております。

以上が修正案の趣旨でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。次第であります。(拍手)

○平林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三により内閣の意見があればお述べを願います。

○内田経済企画庁長官

ただいまの修正案につきましては、内閣としてもやむを得ないものとして了承いたします。

○平林委員長 これより原案並びに修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。羽生田進君。

○羽生田委員 私は、自由民主党を代表いたします。国民生活安定緊急措置法案及び修正案につ

いて賛成の討論を行なうものであります。

本法案は、現下の物価高騰に対処するためにはまさに緊急不可欠のものであります。昨年末以来、木材価格の高騰に始まって、鉄鋼、繊維、大豆と価格の上昇は波及してまいりました。当初の価格上昇については、海外物価の高騰という一時的要因と、国内過剰流動性などによるもので、総需要抑制策の強化などにより抑制し得るものと考えられておりました。しかし、物価高騰の炎は、おさまる様相を示しません。特に最近に至っては、石油供給削減の影響を受け、物価は一段と暴騰するに至っております。トイレットペーパー、洗剤、砂糖、灯油、プロパンガスなど生活必需品は、価格上昇に加え、物自体の回りも少なくなり、地域的にパンク状態を呈する場合も見られるに至りました。現在は、まさに憂慮すべき事態に直面しているといわねばなりません。

このような異常事態に対処し、物価の高騰を抑えるためには、もちろん総需要の抑制がはからねばなりません。さらに国民生活の安定のためには、個別物資に対する対策も不可欠であります。きめこまかく個別物資の需要動向を把握し、必要に応じ特定物資につき、価格、需給両面に適時適切な措置が求められるものであります。

本法案は、このような要請にこたえ、経済の異常事態の程度に応じ緊急それぞれ的手段により、適切な対処ができるよう措置されているところであります。すなわち、価格の調整面においては、まず標準価格を設定し、これをこえて販売する者に対しては、価格の引き下げの指示及び公表の措置をとり、さらにこのような標準価格制度によってもなお指定物資の価格安定がはかられないような事態に対処しては、特定標準価格を設定し、これをこえて販売した場合には、その差額を課徴金として徴収することとしております。さらに、緊急事態に直面しては、物価統制令による統制額の設定と、これをこえて販売した場合の罰則の適用という強い措置が講ぜられておることであ

ります。

一方、需給調整の面では、総需要抑制策の一環として、設備投資の抑制の指示、公表を行ない得るとともに、供給確保の見地から生産、輸入、輸送等の指示等ができることとされております。さらに供給が著しく不足する等、きびしい事態に対応しては、割り当て、配給等の措置をとり得ることとしております。

以上のように本法案は、まさに経済変動の実態に即応して、適時適切な手段を講じ、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するための万全の措置をとっているものと評価できるところであります。

政府が本法の期するところを真に生かし、適切な運用をはかることを期待しつつ、経済の異常事態に対処するための本法案の必要性及び緊急性を認識し、賛成を表明するものであります。(拍手)

○平林委員長 金子みつ君。

○金子(み)委員 私は、日本社会党を代表いたします。いままでずっと審議をしてまいりました国民生活安定緊急措置法案並びに修正案に対しては、修正案は多少改善を見てはおりますけれども、原則的に反対の意見を申し述べるところでございます。

昨年来の品不足、物価高は今回の石油危機が発生して以来急激に悪化し、国民生活はひしひしと迫り込まれ、どこまでのぼるかかわらない、日ごとに高まっていくこの不安定な物価に国民は非常に不安にさらされております。個人タクシーの運転手、また公衆浴場の経営者が先行きの不安に耐えかねて自殺をはかったということなどをあわせて、政府はどのような思いでこの事態をごらんになっていらっしゃるのをごいまいしょうか。

個人の家庭は申すまでもなく、社会保障の貧しいわが国の社会福祉施設、特に子供や老人の施設は入浴の回数を減らしたり、おやつも半分にしてしまったり、牛乳も二本を一本に減らしたり、食事の内容もその質を落としていくばかりでございます。

ます。健康が守れないどころか健康危険な状態であって、生きていくことが精一ぱいというような現状になっております。このことは、国民生活の安定を最優先として真剣に意を用いていない政府の経済政策の失敗の表明であると私は考えるわけでございます。

そこで政府は、この状態を改善し、国民生活を安定させるためにと称して本法案を作成しようとしていくわけでございますが、ただいまから本法案に関しまして具体的に数点の反対点をあげまして私は意見を述べたいと思っております。

その一つは標準価格のきめ方でありまして、政府が関係業界の意見を徴しあるいはそのデータを参考にして、そして政府のみに強い権限を与えて価格をきめようということになっておりますが、これは高値安定の危険性を非常に含んでおりますこと。

次に標準価格、特定標準価格、公定価格、この三段がまえの価格のきめ方及びその進め方につきましては、政府がその気になればそのときいつでも物統令を発動して、そして戦時中の統制経済に移っていく危険性ははらんでいるという点でございます。

さらに価格の決定に関しましては、先般公正取引委員が取りかわされた本法実施に関する覚え書きにつきましては、公正取引委員長の御説明はありましたが、カルテル行為を公認する危険性が多分に含まれているという点であります。

さらにこの法案は緊急措置法でございます。したがって、目下の危機に対処するためにあるものだと考えるわけでありまして、したがって、その時点に限って行なわれる、すなわち時限立法の性格を持っていると考えるのでございますが、これを恒久立法としてつくられるところに随時これを発動する危険性を持っているといわなければならぬと思っております。

政府は、従来の行政指導を強め、これを続けていく方針であるというのでございますから、それならば本法の制定はいま直ちに必要なものではない

は、まずでございます。現行法の独禁法あるいは買占め売惜しみの投機規制法の強化あるいは改善をはかることによつても可能であると考えます。また別途、公共料金の値上げを凍結し、あるいは公共投資を差し控えることをあわせて実施することにより、今回の危機は乗り切れるはずであると考えられるわけでございます。

以上、多くの危険性を含み、複雑な手続を必要とし、しかも背景として持つていたいというような性格の法律は、この際制定の必要はないものだと結論におきまして、私はこの法案に反対するものでございます。(拍手)

○平林委員長 増本一彦君。

○増本委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、内閣提出の国民生活安定緊急措置法案並びに自由民主党提出の同法修正案に反対して討論を行います。

今日の異常な物価急上昇とこれと並行してつくり出された物不足は、生活保護者、年金生活保護者、はもとより労働者農民、漁民、中小零細業者に深刻な打撃を与えています。しかも石油危機にあらわれた今日の事態は、今日までの政府の超高度成長、資源浪費という大企業中心の産業政策の破綻を明白に示すものであります。このような事態を招いた田中内閣の責任は重大であると言わなくてはなりません。

ところが政府提出の本法案は、今日の異常な物価急上昇を抑えようといながら、次のような重大な問題点を含んでおります。

その第一点は、本法案が物価を下げるという国民の要求に反して、ますます物価をつり上げるものになるという点であります。

政府のいう標準価格、特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格もしくは仕入れ価格に標準的な販売費用と利潤を加えた額が内容となりますが、この標準的な生産費や輸入、仕入れ価格やまた標準的な販売費用、利潤とは単に市場の実勢を資料として判断するといふものでありますから、大企業を先頭に物価急上昇を競い合っている今日

の事態では必然的に高値にきめられてしまふのであります。わが党などの主張してきました指示価格との違いの根本的な対立の一つはこの点にあります。私たちの主張する指示価格は、適正な生産費、輸入価格、仕入れ価格と適正な販売費、利潤を加えた額をあくまで基準とするものであります。すなわち、いままで市場原理のベールのもとで価格形成に正しくメスを入れることができず、大企業の不当な高値が野放しになってきたのを、原価計算に基づき適正な価格をきめるものであつて、このような立場に立つてこそ国民の理解と納得が得られるのであります。わが党は、このように適正な価格をきめるために原価を国民に公開するとともに、必要な資料を得るために生産、輸入、販売、輸送、保管の業者に対する資料提出命令の権限を認めることを主張してまいりました。

たが、このわが党の主張に反対する政府、自由民主党法案のもとでは価格の決定はますます価格つり上げの市場競争に追いつけざるを得ないのであつて、国民の危惧する高値安定を確実なものにしてしまふと言わなくてはなりません。

本法案に反対する第二の理由は、国民生活に必要な物資の安定供給の確保が保障されていない点であります。何よりも国民の生活必需品の安定した十分な供給の確保をはかることこそ、この法案の最大の目的でなくてはなりません。そのためには、わが党が主張するように、生産、輸入、保管、保有などにも必要な場合には命令措置をとる必要があります。特に地域的な物資の欠乏に対しては、売り渡し、保管命令によつて緊急事態を解決する手だてをとらなくてはなりません。わが党などがこうした立場から、一般消費者、中小企業及び農業、漁業者並びに公共交通事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論出版事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業に対する物資の優先的確保を政府に義務づけることを提案しておりますのも、政府案、自民党修正案ともにこのような立場に立たぬこととの比較においても、これらの政府提案に反

対しなければならぬ理由をはきわめて明白であると言わなくてはなりません。

第三の理由は、本法案が憲法二十二条の営業の自由、憲法二十九条の財産権の保障など国民の基本的人権を侵害する重大な疑いがあるからであります。今日の異常な物不足のもとで割り当て、配給をしなくてはならぬ事態が起こり得ることは認めるものであります。この割り当て、配給は憲法の保障する経済的民主主義に深くかかわる重大な問題でありますから、国権の最高機関である国会の議決を経なくてはならぬはずであります。これを一片の政令によつて政府の裁量にまかせるといふ態度は、田中内閣のファシズム的な態度をあらためて証明したものでないかと思はれます。

本法案に反対する第四の理由は、消費者や国民各層を代表する審議会による本法案の実質的な運営を保障するものになっていないからであります。自由民主党修正案も国民の要求もあつて審議会を採用するようになりましたが、この審議会は、私どもが主張する内容と比べて明らかに劣り、名ばかりの審議会であり、国民の要求とあまりにもかけ離れたものだと言わなくてはなりません。

なお、わが党は、これまで申し上げましたような内容を盛り込んだ本法案に対する修正案を用意し、その提案の意思を委員長にお伝えいたしました。それが、成規の手続をとり得る時間的余裕を持つこともできずに終わりました。これはまことに遺憾のきわみであります。

私どもはさらに野党間の結束を強めて、今後とも法案の改正のために努力をするものであります。

以上のとおり、政府原案、自由民主党案に反対の態度を表明して討論といたします。

○平林委員長 石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 私は、公明党を代表いたしました。国民生活安定緊急措置法案に對し、次の理由により、反対の討論をするものであります。

その第一点は、標準価格の決定は標準的な生産費、販売費、利潤を加えて決定するものとしていますが、標準的な生産費、販売費、利潤というものが、いかに当委員会を通じて明らかにならず、むしろ産業界のカルテル、やみ再販、かけ込み値上げを公認するという高価格安定になるおそれがあることを公認したことであります。また、標準価格の算定根拠を公開しないのでは、国民の不信を拡大する一方であり、当然国民監視の中で価格決定は行なわなければならないのであります。

さらに政府案は、標準価格、特定標準価格の二段階方式をとっているため、標準価格は単なる目安ぐらゐの意味しか持たなくなつてしまふのであります。

また覚え書きによつて、標準価格等の維持についてはカルテルを認めた結果になり、将来に大きな禍根を残すことは明らかであります。

第二点は、課徴金についてであります。標準価格を越えて販売した場合、課徴金の対象が力の弱い小売り店等の販売業者だけに負担がかかってくることは明らかであります。

第三点は、物資の需給の調整についてであります。

政府案では、生産、輸入、保管、売り渡し、または輸送に関して、あくまでも措置としては指示にとどまるだけであり、従わなかったときは公表するだけでは、この異常な事態から国民生活を守ることはできません。また資本力の強い中小企業等が最大の被害を受けることは、石油の削減による業者間の激しい争奪戦を見ても明らかであり、きわめて遺憾であります。

第四に、割り当て、配給に関して、政府案では、政府の一方的な判断でできるような形になっていることは、配給などの国民生活に重大な影響を持つものに対して、これまでの政府の大企業優先政策から見てもきわめて問題であります。割り当て、配給等については、政府の権限をチェックするため、国会の議決によることは、国会に課せられた当然の責務であります。

第五点、資料の提出に關してであります。

政府案では、帳簿の記載、保存等を義務づけているのでありますが、報告の義務規定がございせん。今日まで企業は企業秘密のべールの裏で不当な利潤行為を行なってきた。しかし、いまや企業の社会的責任が強調され、反社会的な企業行動に国民の批判が集中していることにかんがみ、政府案でははなはだ微温にすぎません。

第六点、各項目の理由にも明らかなように、本法案は国民生活の安定を期する法律案であるにもかかわらず、最もその肝要である消費者の権利を守る事項が全くないことでもあります。

本法律施行にあたって、違反行為があつた場合の消費者がこころむるべき損失を差政府が守るべきが当然であるにもかかわらず、この欠落によつて本法案に対する信頼性は全く失われてしまったのでございせん。

第七点、政府案附則第六条の買占め売惜しみ規制法の一部改正についてであります。

政府案では、売り渡し命令を規定しておりますが、その価格については売り渡し買い受け両者の協議によつて定めることにしており、これが物価高騰につながることは明らかであり、これでは国民生活の安定に資することはできません。

第八点、罰則であります。これを強化すべきであり、国民経済の混乱を未然に防ぐ抑制力の観点からもきびしい罰則を実現することは当然であります。ただし、価格形成の現状にかんがみ、罰則の対象はその基因者を十分に究明する立場において行なわれなければならないの言うまでもないのであります。

以上の理由により、本法案に対し、私は、公明党を代表いたしまして反対の意を表明するものであります。

○平林委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 私は、民社党を代表いたしまして、国民生活安定緊急措置法案並びに修正案に対して賛成の討論をいたします。

現在の日本の状態は、石油危機という思わざる

事態によつて点火された異常な価格の高揚、悪性インフレという状態にならうとしておる危険な状況だと思ひます。このような状態に対して、本法案は、政府に誤りない対策を行なわせるための法案だと思ひます。しかしこの法案を私どもが審議して行く過程において重視しましたことは、自由な相互の経済あるいは社会生活というものの自由奔放さということからかまれた面が多いという問題と、これに対処するためには統制、計画といふかななり国民の生活権利を脅かすような対策に連なる施策が必要だといふ矛盾した面を持つてゐるわけでございせん。また対処しようとする状態もきわめて広範なものであるし、その施策も必ずしも効果があると確信のできるものではないといふ特徴を持つておると思ひます。したがつて、そのような立場から私どもは、この法案に対処してきたわけでございせんけれども、政府の原案をよく検討してみますと、さまざまな不備な点があるわけでございまして、私どもは、野党四党協力をして不備な点を修正するために努力してきたわけでございせん。その結果、先ほど提案されました修正案については、私は、野党各党とは違つた評価をいたしております。

いま申し上げたとおり、まだ効果のさだかなものではないわけでございまして、政府の強い決意というものがその効果を左右する大きな要素であるという点にかんがみまして、この修正案に盛り込まれた国民生活を優先するという姿勢、そしてまたともすれば緊急事態ということで怠りがちな国民、消費者の意見を無視するような結果になることに對して、国民生活安定審議会という諮問機関を設けたという点、あるいは標準価格というものはきわめてむずかしい問題だと思ひます。標準価格を設定するためには、いろいろの要素、しかも相矛盾する要素を勘案しなければならぬし、事前に国民の意見を聞くということが逆に価格をせり上げてゐるような結果にもなるということですから、非常にむずかしい問題であるわけだと思ひますけれども、野党の協力した努力によつて、こ

れに對していろいろの歯どめがかけられたと思ひます。また官僚独善の弊を避けるために国会への一定期間の報告といふことを規定したこと等等、まだいろいろありますけれども、必要な修正点が浮き彫りにされてきたと思ひます。満点とは申しませんが、八十点くらいのところだと私どもは評価しておるわけでございせん。

このようなわけでございまして、先ほど申し上げたとおり、まだ本法のいいと思つておる施策でも、その結果が必ずしもうまくいくとは限らないような不確定な要素を含んでおるわけでございせんから、どうしてもこれはできるだけ早い機会に本法の施行の結果について再検討するという事項が必要だと思ひます。この修正案によりまして、一年以内にこの成果を検討して改めるものは改めるといふ、このところで私は修正のいろいろな問題点も一つの結び目を持ったと思つております。このような点が、先ほど来野党各党から申されておる反対意見に對して、民社党としてこの修正点についての評価の違ふ点なのでございせん。このようなわけでございまして、今後私どもは、特に政府は本気になつてこの緊急事態を手おくれにならないように、しかも国民の意見を十分聞くような体制でもつて一生懸命にやつていただくという意味をも込めて、本案並びに修正案に賛成をするものでございせん。(拍手)

○平林委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、稲村利幸君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立多数。よつて、稲村利幸君外四名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決されました修正案について、字句の整理を必要とする場合は、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○平林委員長 この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案による橋口隆君外三名から、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。橋口隆君。

○橋口委員 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読し、説明にかえさせていただきます。

国民生活安定緊急措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、特に次の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 国民生活の安定を旨とし、特に生活必需品の安定的供給の確保に努めること。

二 標準価格の決定等に当たつては、その価格が国民生活に及ぼす影響の重大性にかんがみ、いやくも高位安定となることのないよう配慮すること。

三 流通機構の一層の改善を図り、生活関連物資等の価格の安定に努めること。

四 売渡し、輸送又は保管の指示を行うに当たつては、特に国民生活及び公益に関連度の高い部門の優先を旨として行うこと。

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触することのないよう努めること。

と。

六 政府は国民生活安定審議会を積極的に活用し、その建議については、これを十分尊重すること。

七 地域住民の苦情処理等については、政府機関及び地方公共団体の相談所、消費生活センター等の活用、整備を図り万全を期すること。

八 地方公共団体への委任事務に対する財政負担等の問題を含め、実施体制の整備強化を図ること。

なお、地方公共団体は、委任事務の執行に当たつて、消費者の意見を十分尊重するよう措置を講ずること。

九 政府は中小企業者の立場を十分尊重すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○平林委員長 本動議について採決いたします。橋口隆君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。内田経済企画庁長官。

○内田国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を尊重いたし、善処いたしてまいり所存でございます。

○平林委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平林委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

昭和四十八年十二月二十四日印刷

昭和四十八年十二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局